

“みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして”

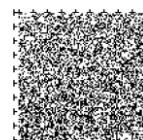
第4次岡谷市地域福祉計画

岡谷市成年後見制度利用促進基本計画

岡谷市再犯防止推進計画

2021年度～2026年度

長野県岡谷市



Uni-Voice

《音声コード Uni-Voice》

記録された情報を専用の装置で読み取れる二次元コードです。

「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」のほか、「Uni-Voice」のアプリ（無料）をインストールしたスマートフォン等で読み上げができます。

『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』

現在、私たちが生活する地域社会は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少などにより社会構造が大きく変化しており、住民組織の担い手不足や、住民同士の交流の希薄化による支えあい機能の低下など、さまざまな課題が顕在化しています。

このような状況から、国では、地域住民や地域の多様な主体が連携を図り、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや、地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」をめざすことを提唱しています。



本市では、第5次岡谷市総合計画に掲げる将来都市像「人結び 夢と希望を紡ぐたくましいまち岡谷」をめざし、総合計画の基本目標である「ともに支えあい、健やかに暮らせるまち」に向け、子どもから高齢者まですべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現と、自助・互助・共助・公助それぞれが役割を担い、ともに支えあう地域福祉の推進体制の充実に取り組んでおります。

第4次岡谷市地域福祉計画は、この将来都市像や基本目標を実現するため、地域福祉に関する理念と、その具現化のための取り組み方針を定めた、地域福祉の総合的な計画となります。また、本市における福祉分野の個別計画の「上位計画」に位置づけられ、各個別計画と地域福祉の方向性や基本理念などを共有しながら、総合的かつ計画的に推進するための計画となります。

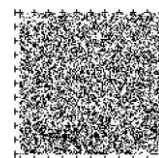
さらに、「岡谷市成年後見制度利用促進基本計画」と「岡谷市再犯防止推進計画」を、本計画と一体的な計画として新たに策定し、取り組みを推進することとしております。

本計画の基本理念である『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』の下、地域福祉の推進役である岡谷市社会福祉協議会と行政が相互連携を図りながら、住み慣れた地域で一人ひとりが尊厳を持ち、安全で安心した生活を送れるよう、市民の皆様とともに地域福祉を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました岡谷市地域福祉支援会議の委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの関係団体、市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

岡谷市長 今井 竜 五



Uni-Voice

目 次

『第4次岡谷市地域福祉計画』

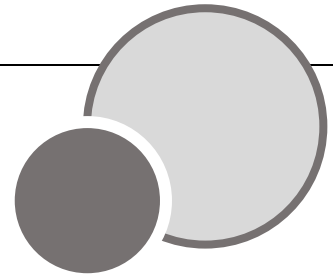
第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 策定の方法	4
第2章 地域福祉をめぐる本市の状況	5
1. 各種統計	5
2. 市民アンケート調査結果	12
3. 市民意見・要望の把握	20
4. 第3次岡谷市地域福祉計画の検証	22
5. 課題と方向性	24
第3章 基本構想	26
1. 基本理念	26
2. 基本目標	27
3. 施策体系	28
第4章 推進する施策	29
基本目標1 “支えあいがつながる”地域づくりの推進	29
基本目標2 “支援をつなげる”体制づくりの推進	35
基本目標3 “参加・協働をひろげる”仕組みづくりの推進	41
基本目標4 “暮らしの安全・安心をまもる”環境づくりの推進	47
第5章 計画の推進	55
1. 庁内推進体制の整備	55
2. 社会福祉協議会等との協働による推進	55
3. 計画の点検・評価	55
資料編	56
○用語解説	56
○岡谷市地域福祉支援会議 設置要綱	59
○岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿	61
○岡谷市福祉関係5計画策定の経過	62

『岡谷市成年後見制度利用促進基本計画』

第1章 計画の策定にあたって	68
1. 計画策定の背景	68
2. 計画の位置づけ	68
3. 計画の期間	68
第2章 本市の状況等と基本方針	69
1. 各種統計	69
2. 本市の取り組み状況と課題	71
3. 基本方針	72
第3章 推進する施策	73
1. 成年後見制度の理解促進と要支援者への早期対応	73
2. 利用しやすい成年後見制度の運用	74
3. 地域連携ネットワークの構築と担い手の確保	75
第4章 計画の推進	76
1. 庁内推進体制の整備	76
2. 社会福祉協議会等との協働による推進	76
3. 計画の点検・評価	76

『岡谷市再犯防止推進計画』

第1章 計画の基本的な考え方	81
1. 計画策定の背景	81
2. 計画の位置づけ	81
3. 計画の期間	81
第2章 地域における現状と取り組み方針	82
1. 各種統計	82
2. 取り組み方針	86
第3章 推進する施策	88
1. 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進	88
2. 生活を支える基盤としての就労・住居の確保	89
3. 暮らしの安心を支える保健・医療・福祉サービスの充実	90
4. 学校・家庭・地域が連携した非行防止の取り組みの推進	91
5. 民間協力者の更生保護活動と、広報・啓発活動の推進	92
第4章 計画の推進	93
1. 庁内推進体制の整備	93
2. 関係機関・団体等との協働による推進	93
3. 計画の点検・評価	93
資料編 ～ 岡谷市における更生保護活動 ～	94



1. 計画策定の背景

近年、私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少などにより社会構造が大きく変化しており、地域、家庭、職場という人々の生活領域における支えあいの基盤が弱まっています。

このため、人口減少などによる住民組織の担い手の不足や、地域のつながりの希薄化などによる助けあい機能の低下、さらには、住民同士の交流の機会の減少による地域コミュニティ機能の低下など、さまざまな課題が顕在化しています。

このような状況から、国では、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自ら参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」をめざしています。

この地域共生社会を実現するためには、行政、地域、関係機関などをはじめ、地域のすべての方の参加や協働が求められており、地域住民一人ひとりが、自分の地域がどうすればよい地域になるか、将来にわたって住み続けたい地域となるか関心を持ち、地域で抱える課題に対し、お互いに支えあい、解決に向け行動することが何より重要となります。

社会福祉法第4条では、地域住民や福祉関係者などが協働し、課題を解決していく「地域福祉の推進」を定めています。この「地域福祉の推進」を具現化するための計画が地域福祉計画です。

本市では、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるまちづくりを進めるための指針として「第3次岡谷市地域福祉計画」を平成26（2014）年度に策定し、福祉施策を推進しています。

現計画が令和2（2020）年度末をもって計画期間が終了することから、市民・関係団体等からの意見聴取の結果や現計画の評価・検証の結果などを踏まえ、本市の福祉施策のさらなる充実を図るための新たな計画として「第4次岡谷市地域福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する理念と、その具現化のための取り組み方針を規定する、地域福祉に関する総合的な計画として策定します。

さらには、地域福祉活動の主体である地域住民、地域の保健、医療、福祉団体、ボランティア団体、事業者、市民活動団体等の取り組みの指針となるものです。

(1) 岡谷市総合計画等との整合

第5次岡谷市総合計画前期基本計画の基本目標の一つに掲げる「ともに支えあい、健やかに暮らせるまち」の実現をめざし、国や県の計画、また、国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs）*などを踏まえて、地域福祉の推進を総合的かつ計画的に実施するための計画とします。

(2) 福祉分野の上位計画としての位置づけ

平成30（2018）年の社会福祉法の改正により、市町村は地域福祉計画の策定に努めることとされ、同計画は、福祉分野の上位計画に位置づけられました。本市における福祉分野の個別計画となる、「第9次岡谷市高齢者福祉計画」、「第5次岡谷市障がい者福祉計画」、「第6期岡谷市障がい福祉計画・第2期岡谷市障がい児福祉計画」、「岡谷市子ども・若者育成支援計画」などの上位計画となります。

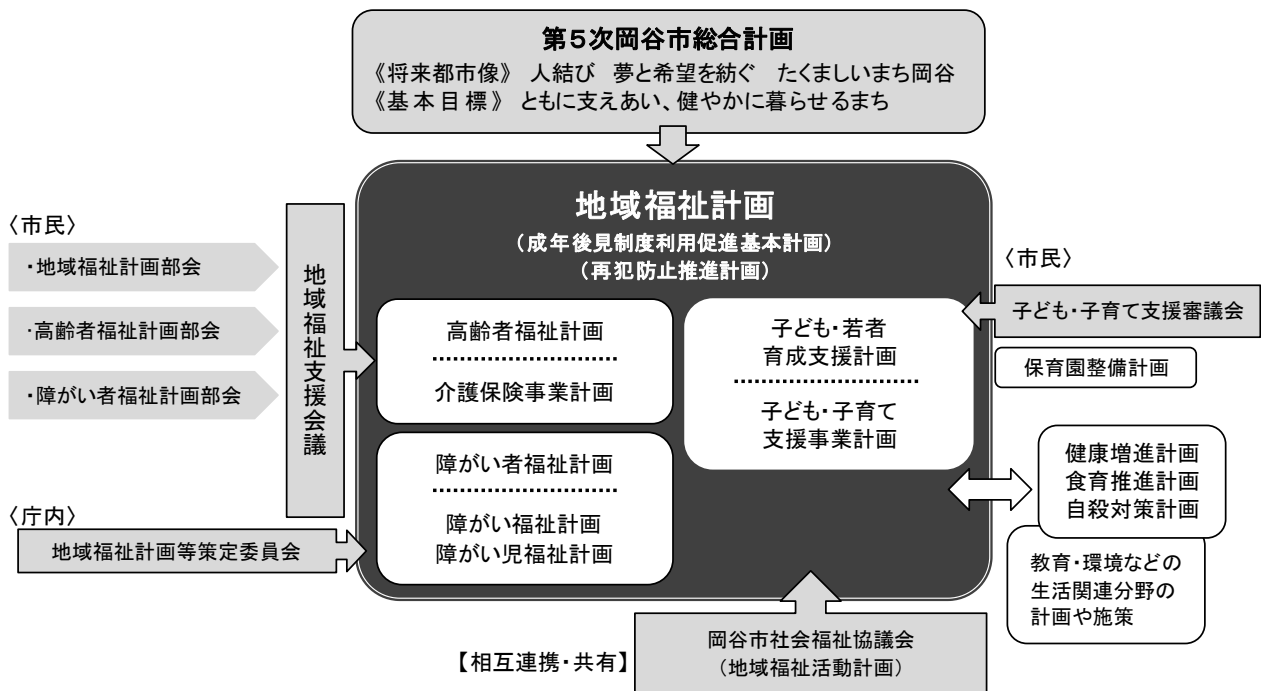
また、成年後見制度の利用の促進に関する法律および再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、市町村が取り組む施策を包含した計画として位置づけます。

(3) 関係する他計画との整合

地域福祉を推進するためには、福祉分野以外の産業、経済、環境、医療、健康、教育などのあらゆる分野との連携や融合が必要となることから、行政の他分野の計画と整合性を図った計画とします。

さらには、地域福祉を推進する中核機関である岡谷市社会福祉協議会が、地域における福祉活動の行動計画として策定する「岡谷市地域福祉活動計画」と相互連携を図り、地域福祉を推進するための共通の指針として、本計画を位置づけます。

《本計画の位置づけ》



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、今後6か年に取り組むべき計画として令和8（2026）年度を目標年次とします。

4. 策定の方法

(1) 岡谷市地域福祉支援会議による策定

本計画をはじめ、「高齢者福祉計画」、「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の策定にあたっては、保健、福祉および医療に携わっている方などの関係者で構成する「岡谷市地域福祉支援会議」および部会において審議を行い、幅広い意見を聴取しながら策定しました。

また、庁内組織として、関係部局の部長、課長等により策定委員会を設置し、計画内容の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

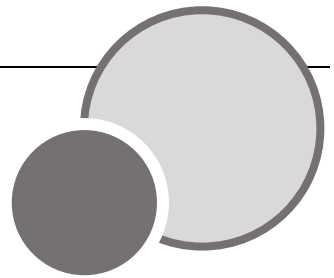
計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、18歳以上の市民を対象として「地域福祉に関する調査」を、65歳以上の市民を対象として「高齢者福祉に関する調査」を、障がい者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの市民等を対象として「障がい者福祉に関する調査」をそれぞれ実施し、計画の策定に活用しました。

(3) 市民意見の聴取等の実施

あらゆる機会を活用し、地域福祉にかかわる方々や団体との意見交換などを開催し、幅広く意見を聴取したほか、パブリックコメントにより市民の意見を聴取しました。



第2章 地域福祉をめぐる本市の状況



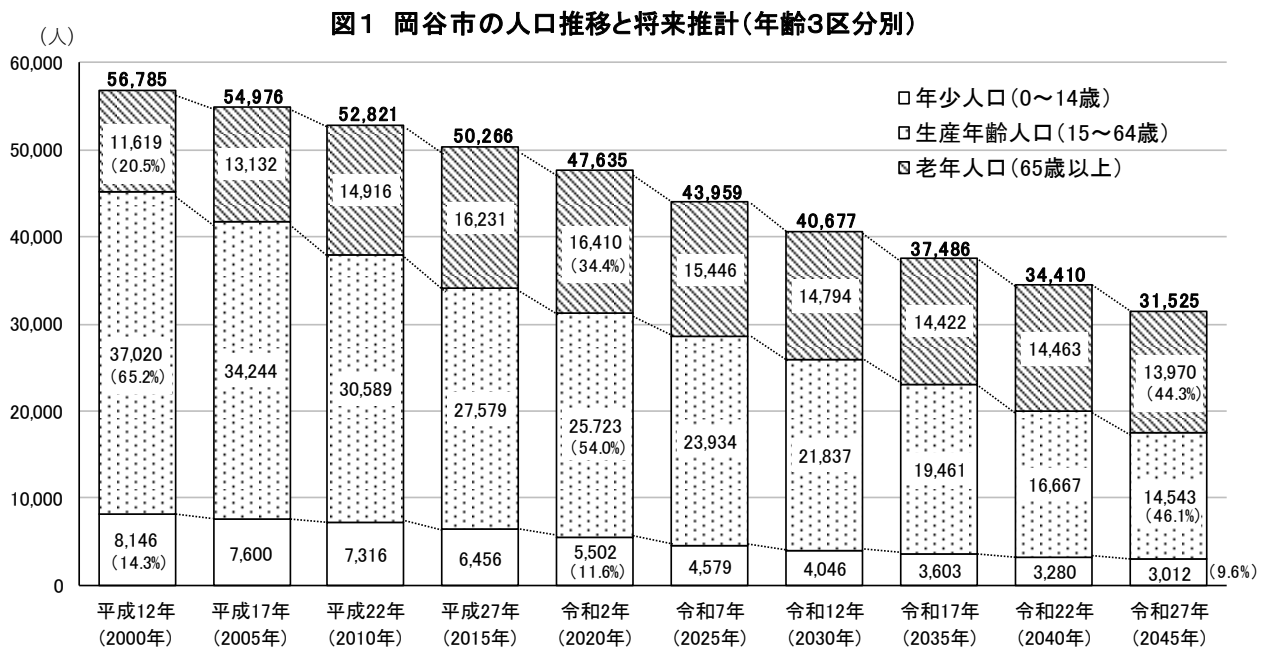
1. 各種統計

(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和55（1980）年の62,210人をピークとして減少を続けています。

一方、老年人口の割合はふえ続けており、令和27（2045）年の将来人口推計では総人口比で44.3%に達する見込みです。

また、平成12（2000）年から令和27（2045）年までの総人口減少率が44.5%であるのに対して、年少人口の減少率は63.0%の推計となっています。人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。



資料:令和2年まで…4/1現在 長野県毎月人口異動調査(総人口は年齢不詳人口を除いた総数)
令和7年以降…国立社会保障・人口問題研究所の推計

(2) 年齢別の人口構成（人口ピラミッド）

本市の年齢別の人口構成は、令和元（2019）年においても、既に高齢者を多くの若い世代が支えるピラミッド型ではありません。さらに令和27（2045）年の推計では、逆三角形の形となっており、人口減少および少子高齢化の進行が読み取れます。

図2-1 令和元年(2019年) 岡谷市の人口ピラミッド

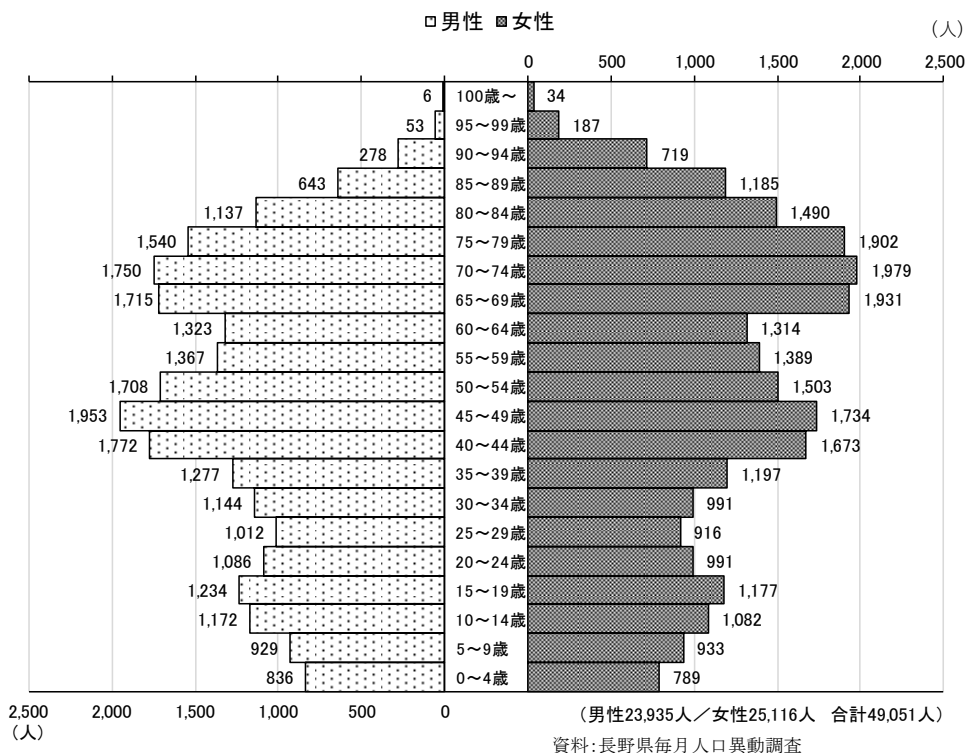
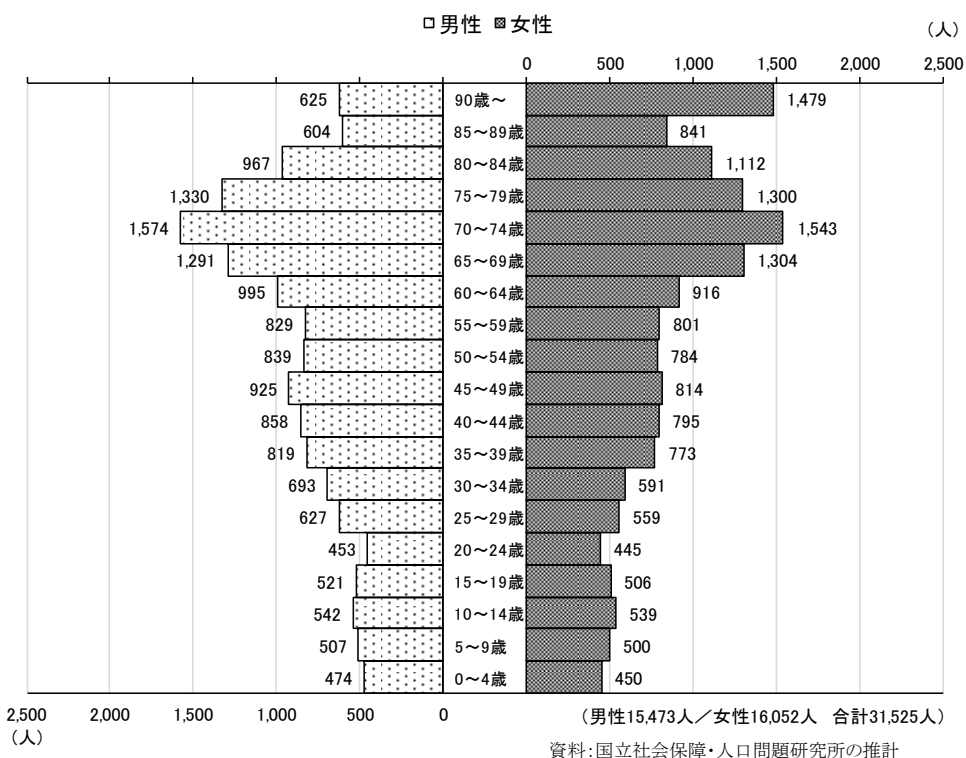


図2-2 令和27年(2045年) 岡谷市の人口ピラミッド推計

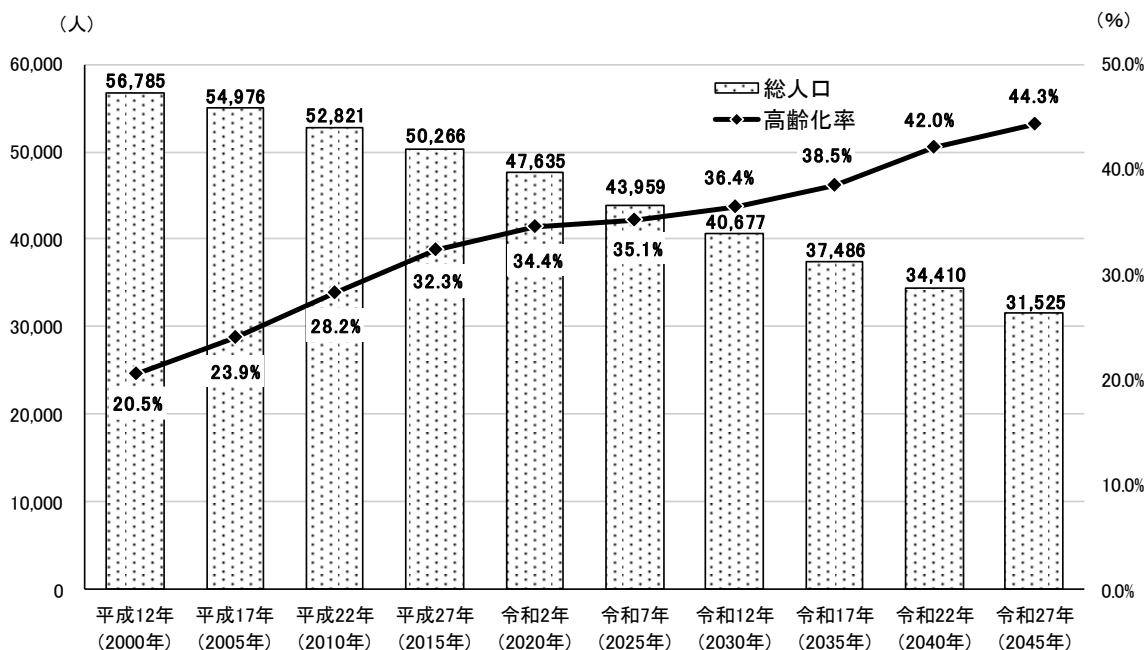


(3) 人口と高齢化率の推移

本市の人口は、減少が続いていますが、高齢化率は増加傾向にあります。

令和27（2045）年には、本市の高齢化率は44.3%と見込まれており、人口の半数近くが65歳以上の高齢者で構成される推計となっています。

図3 岡谷市の人口と高齢化率の推移と将来推計

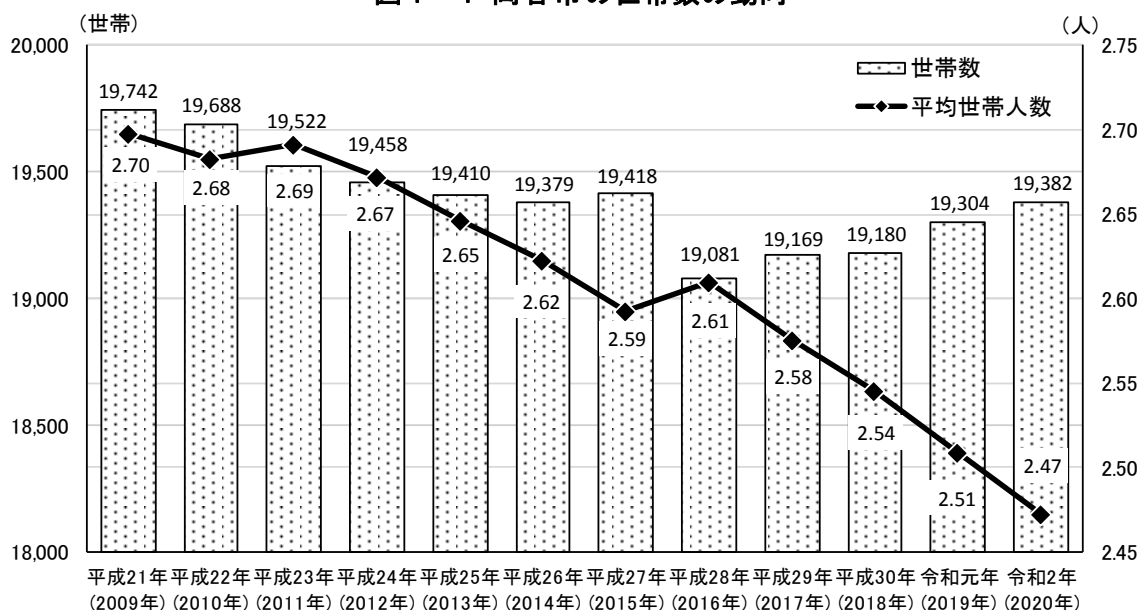


資料: 令和2年まで…4/1現在 長野県毎月人口異動調査（総人口は年齢不詳人口を除いた総数）
令和7年以降…国立社会保障・人口問題研究所の推計

(4) 世帯構造の推移

本市の世帯数は、平成21（2009）年から減少傾向でしたが、近年は増加傾向がうかがえます。一方、平均世帯人数は、減少傾向にあり核家族化や単身世帯化が進んでいることがわかります。

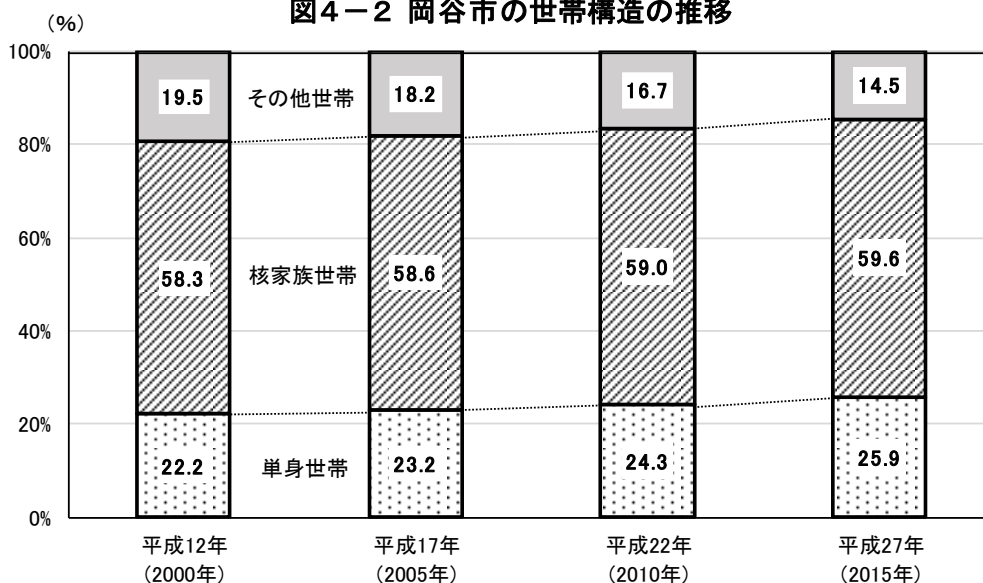
図4-1 岡谷市の世帯数の動向



資料: 長野県毎月人口異動調査

本市の世帯構造の推移からも、単身世帯および核家族世帯は増加傾向にあることがわかります。また、世帯構造のうち核家族世帯が全世帯の約6割を占めています。

図4-2 岡谷市の世帯構造の推移

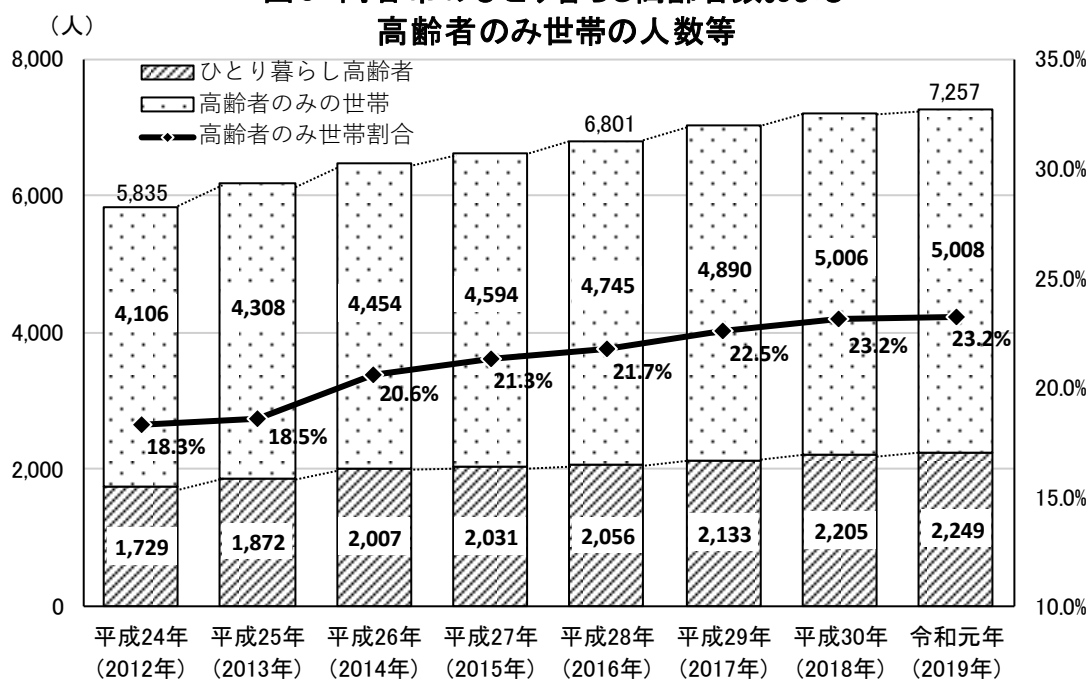


資料: 国勢調査・平成29年長野県毎月人口異動調査

(5) ひとり暮らし高齢者数および高齢者のみ世帯の人数

ひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯の人数は増加し続けています。また、全世帯数に対する高齢者のみ世帯数（ひとり暮らし高齢者含む）の割合は、令和元（2019）年は23.2%まで増加しており、2割以上の世帯が高齢者のみで生活していることとなります。

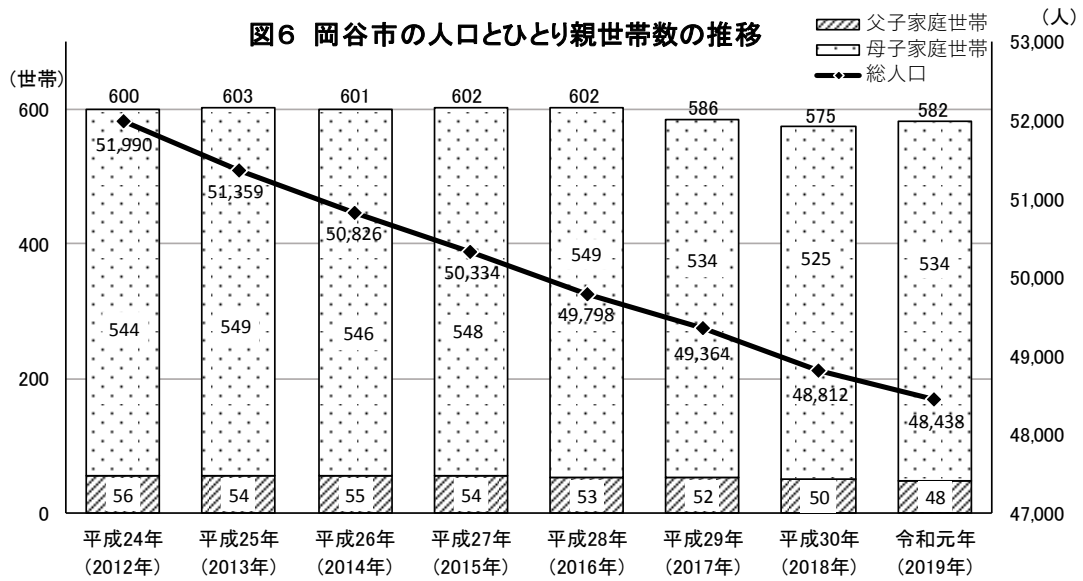
図5 岡谷市のひとり暮らし高齢者数および高齢者のみ世帯の人数等



資料: 介護福祉課 要援護高齢者状況調査

(6) 人口とひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（母子・父子家庭数）は、横ばいに推移していますが、人口の減少を考慮すると、相対的には増加していると言えます。

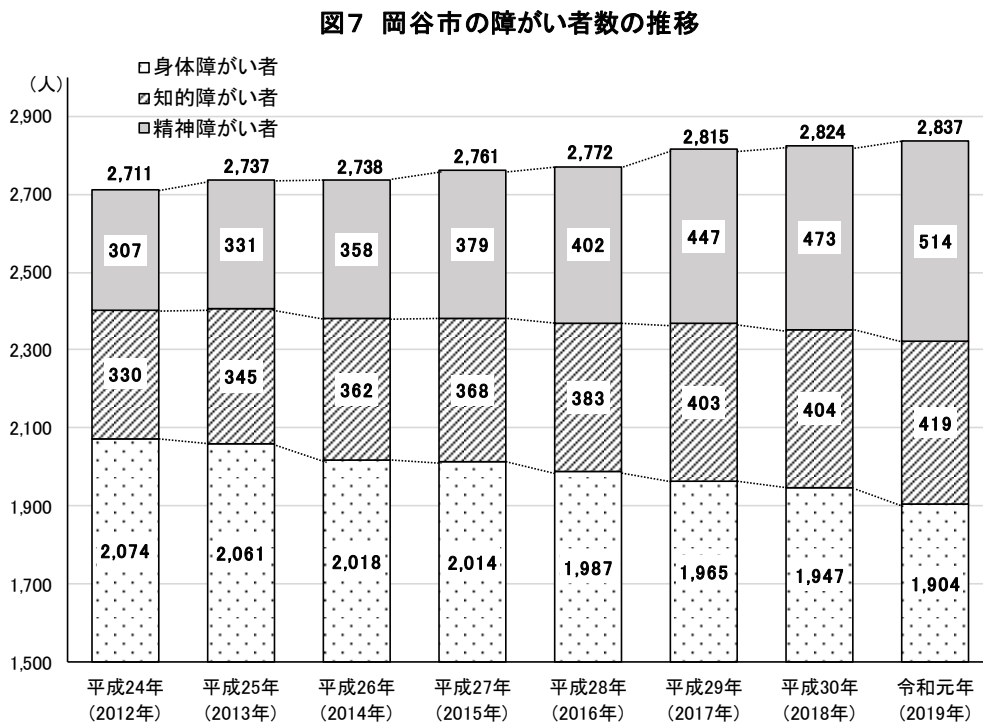


資料: 社会福祉課集計・長野県毎月人口異動調査
(総人口は年齢不詳人口を含めた総数)

(7) 障がい者数の推移

人口が減少している中、本市の障がい者数（手帳所持者）は増加傾向にあります。

障がいの種別では、知的障がい者および精神障がい者が増加しており、身体障がい者は減少しています。



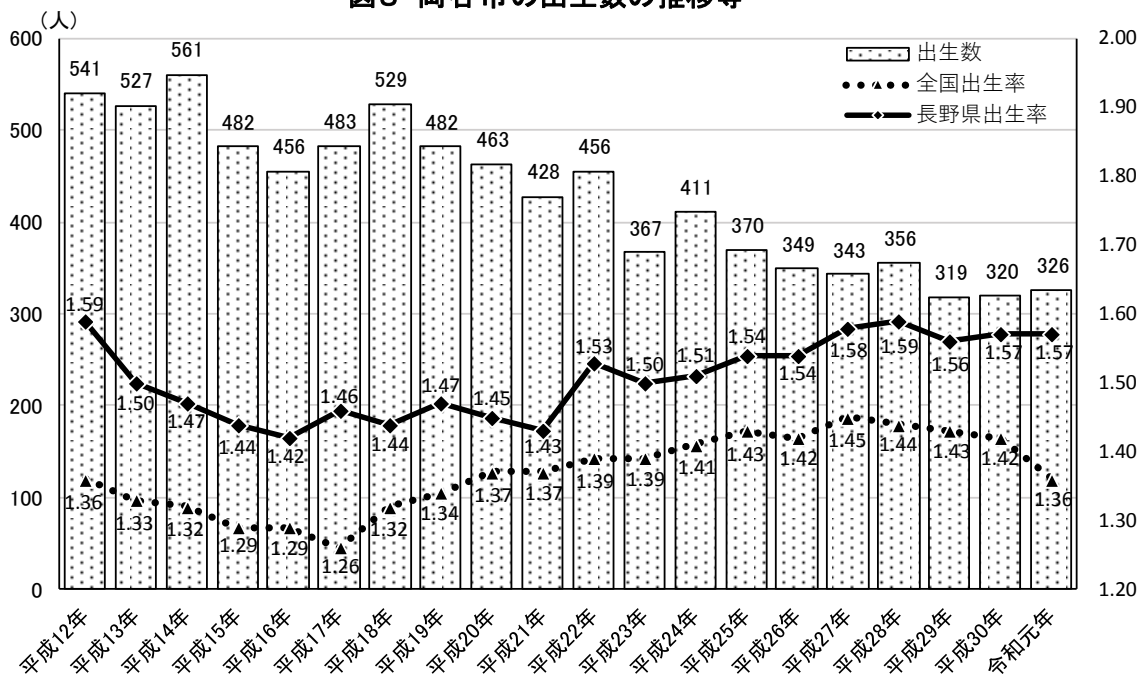
資料: 社会福祉課集計

(8) 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向にあり、平成12（2000）年から令和元（2019）年の20年間のうちに出生数は約4割の減少率となっています。

合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数）は、全国、長野県ともに人口を維持できるとされている2.07には達していません。

図8 岡谷市の出生数の推移等

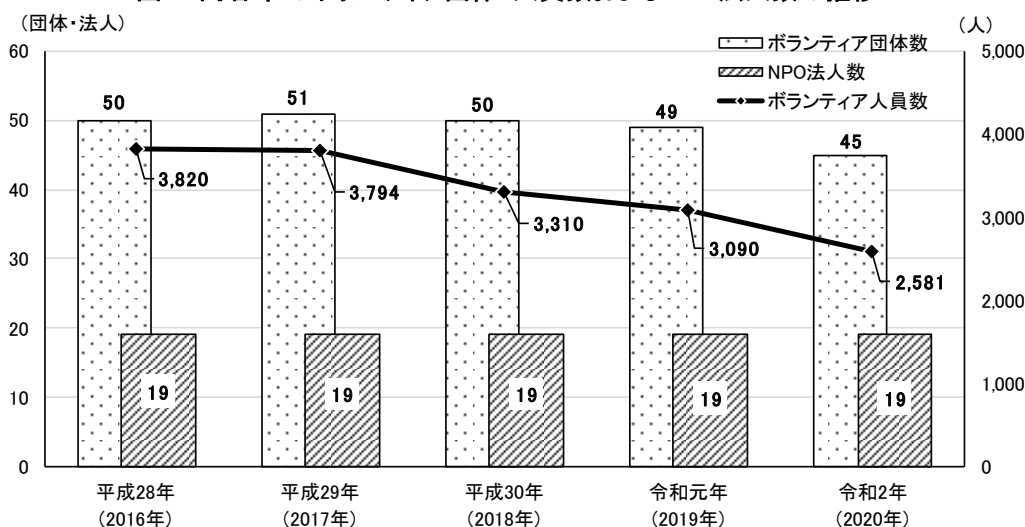


資料：長野県人口異動調査・厚生労働省人口動態統計

(9) ボランティア団体・人員数およびNPO法人数の推移

NPO法人数は横ばいとなっていますが、ボランティア団体の登録数および登録人員はともに減少しており、ボランティア活動の縮小傾向がうかがえます。

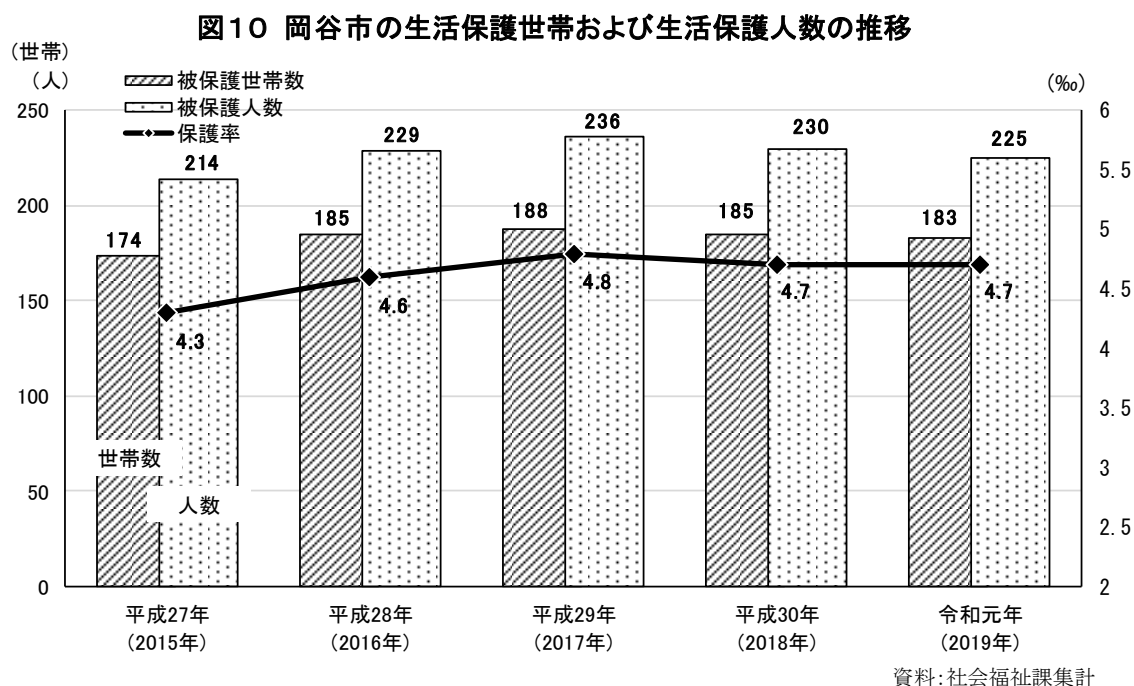
図9 岡谷市のボランティア団体・人員数およびNPO法人数の推移



資料：岡谷市社会福祉協議会ボランティアグループ団体名簿
内閣府NPO法人ポータルサイト

(10) 生活保護世帯および生活保護人数の推移

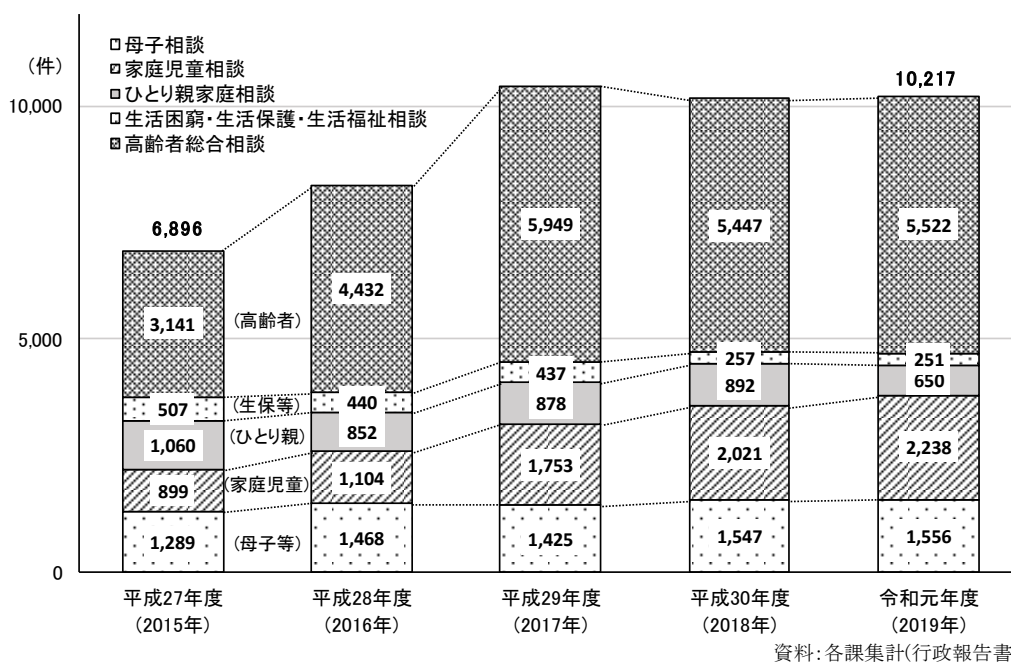
本市の生活保護世帯数および生活保護人数については、横ばいで推移しています。人口に対して生活保護を受けている割合を示す保護率も、横ばいで推移しています。



(11) 各種相談窓口での相談件数の推移

本市における福祉関係の窓口での相談件数は、近年、増加傾向にあります。中でも、虐待を含む家庭児童相談や、介護などの高齢者の相談がふえています。

図11 岡谷市の福祉関係相談件数の推移



2. 市民アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、市民の日常生活の状況や、将来へ向けた意見、考え方などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査の設計

調査対象：令和元年11月1日を基準日として、18歳以上の市民

対象者数：1,200人

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：令和元年11月28日～令和元年12月20日

③ 回収結果

発送数	有効回収数	有効回収率
1,200人	484人	40.3%

④集計上の留意点

- 基礎となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) アンケート調査結果

1. 地域福祉全般について

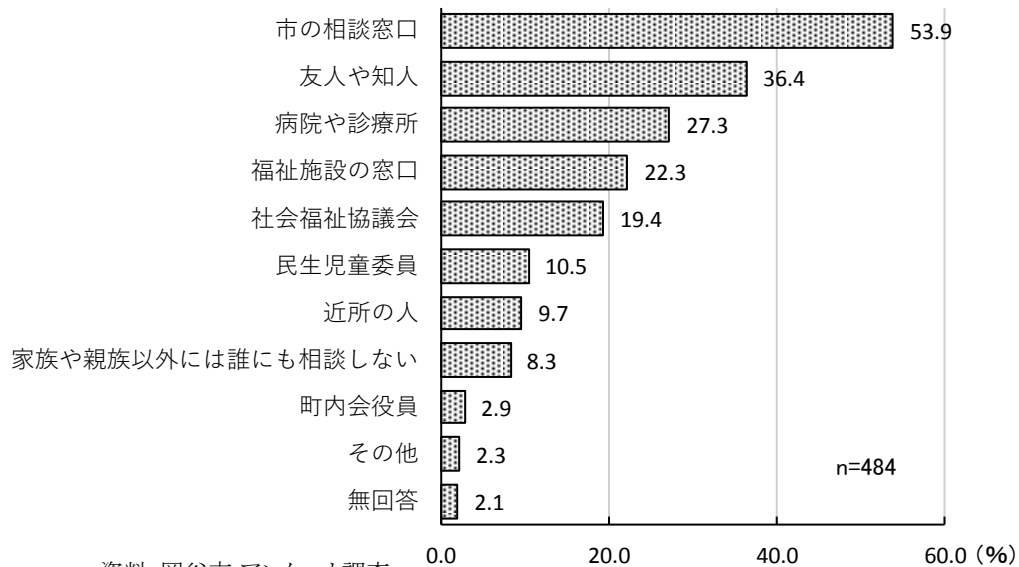
① 困った際の家族や親族以外の相談先

困った際の家族や親族以外の相談先について、あてはまるものすべてに回答いただきました。

結果は「市の相談窓口」が53.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が36.4%、「病院や診療所」が27.3%などとなっています。

一方で、「家族や親族以外には誰にも相談しない」も8.3%となっているため、周囲に気軽に相談できるような環境の整備が求められます。

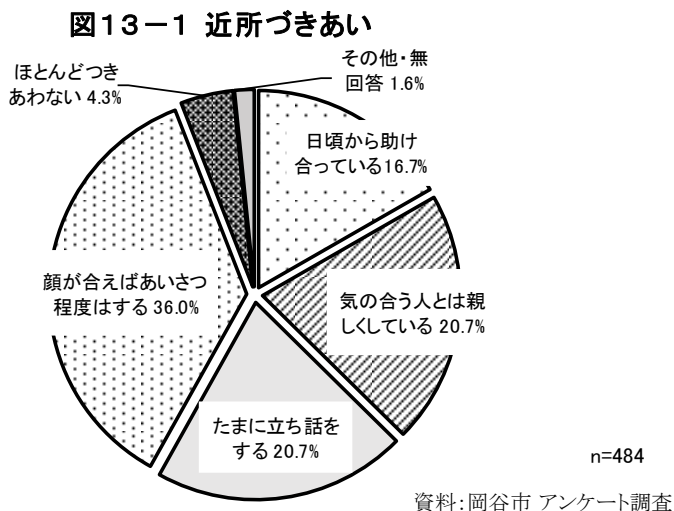
図12 困った際の家族等以外の相談先



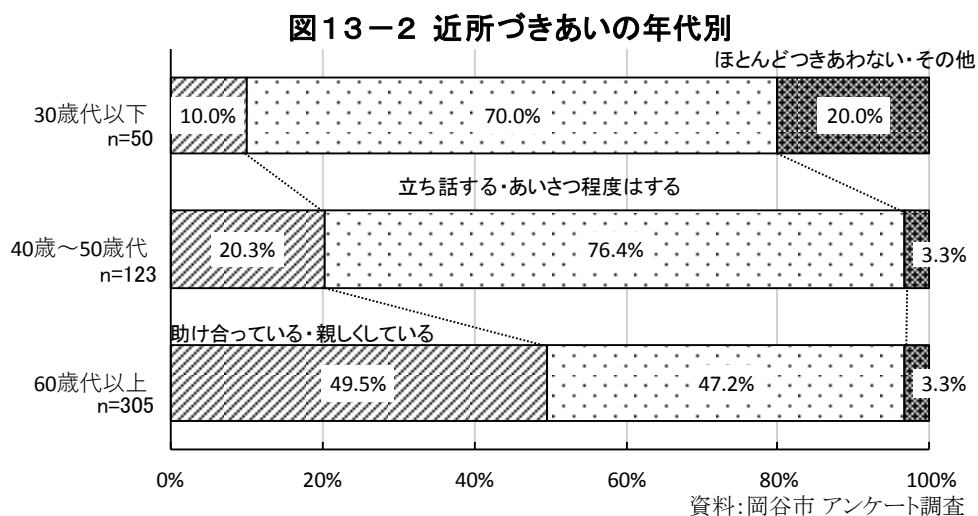
② 近所づきあい

近所づきあいについては、「日頃から助け合っている」が 16.7%、「気の合う人とは親しくしている」、「たまに立ち話をする」がそれぞれ 20.7%、「顔が合えばあいさつ程度はする」が 36.0%などとなっています。

「たまに立ち話をする」と「顔が合えばあいさつ程度はする」の合計が6割弱であり、総体的には、普段からの近所づきあいの程度が希薄化していることがうかがえます。



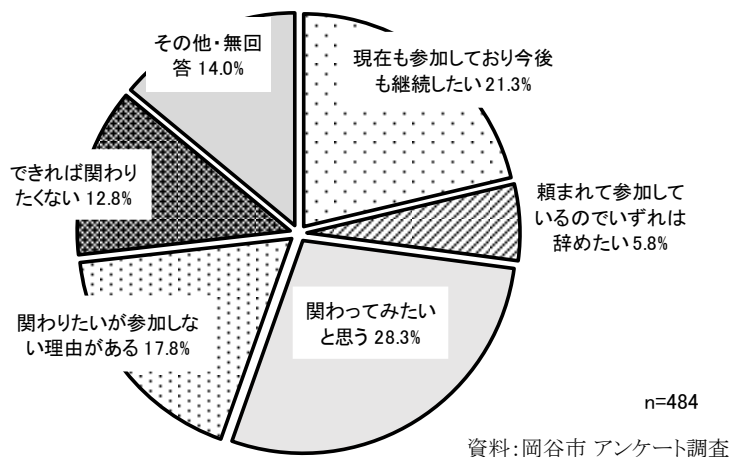
また、年代別にみると、若い世代ほど「日頃から助け合っている」、「気の合う人とは親しくしている」との回答が少なく、若年層における地域で助けあう意識の醸成が課題となっています。



③ 地域活動やボランティア活動への参加

地域活動やボランティア活動への参加については、「関わってみたいと思う」が28.3%と最も多く、次いで「現在も参加しており、今後も継続したい」が21.3%、「関わりたいが参加しない理由がある」が17.8%などとなっています。

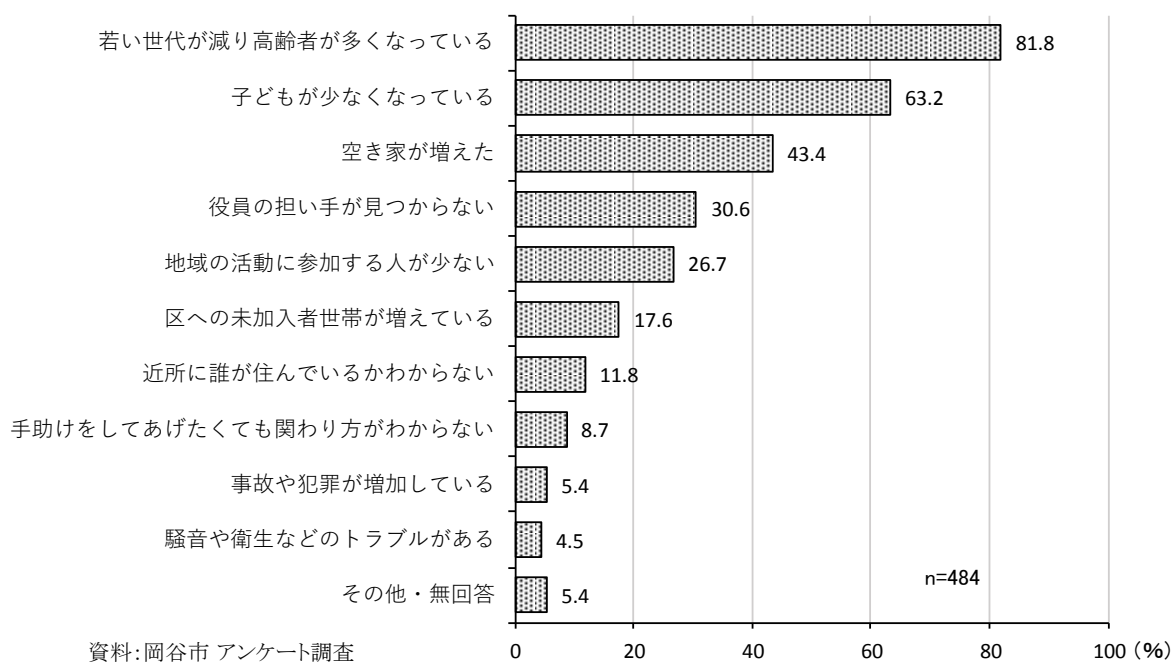
図14 地域活動やボランティア活動への参加



④ 現在、地域で課題となっていること

地域で課題となっていることについて、あてはまるものすべてに回答いただきました。結果は「若い世代が減り、高齢者が多くなっている」が81.8%と最も多く、次いで「子どもが少なくなっている」が63.2%、「空き家が増えた」が43.4%などとなり、少子高齢化の影響がうかがえます。

図15 地域で課題となっていること



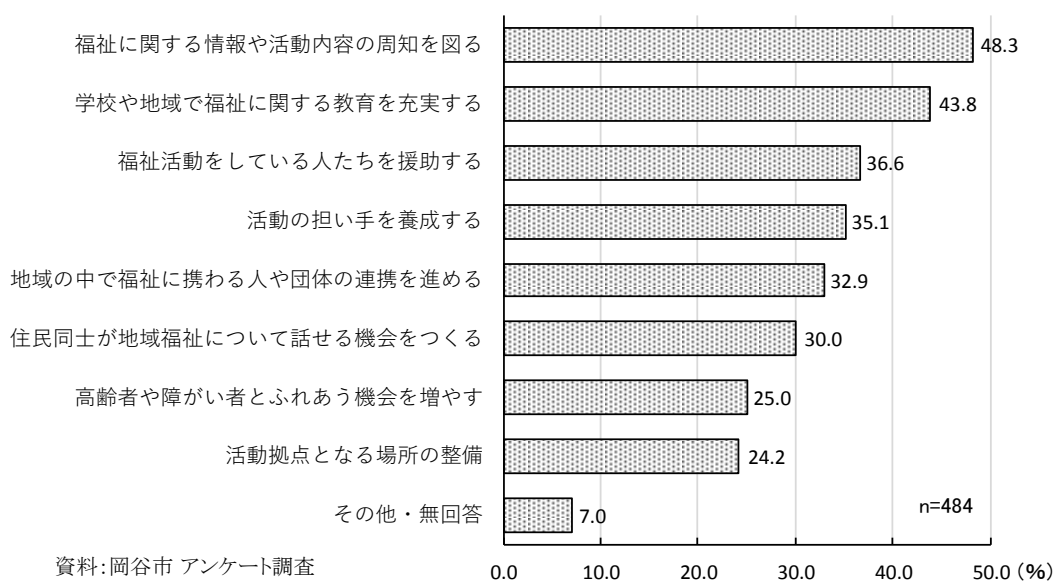
⑤ 地域の助けあいや福祉への理解を進めるために必要なこと

地域の助けあいや福祉への理解を進めるために必要なことについて、2つまで回答いただきました。

結果は「福祉に関する情報や活動内容の周知を図る」が48.3%と最も多く、次いで「学校や地域で福祉に関する教育を充実する」が43.8%、「福祉活動をしている人たちを援助する」が36.6%などとなっています。

情報発信や教育に対する要望が多くなっており、具体的な取り組みより、まずは地域福祉推進の啓発や福祉のこころの醸成が必要と感じている方が多いことがうかがえます。

図16 地域の助け合い、福祉の理解のために必要なこと



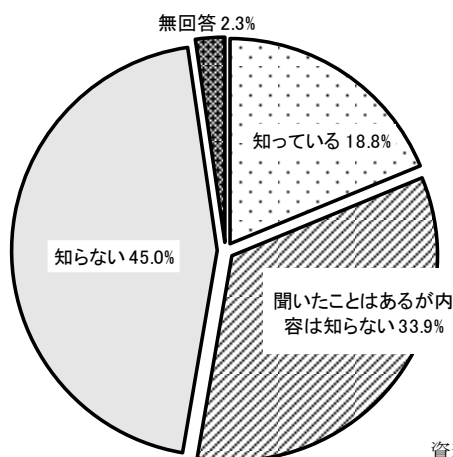
2. 地域サポートセンターについて

① 地域サポートセンターの認知度

地域サポートセンターの認知度は、「知っている」が18.8%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が33.9%、「知らない」が45.0%となっています。

約8割が「知らない」または「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答していることから、地域サポートセンターの機能についての周知が必要です。

図17 地域サポートセンターの認知度



n=484

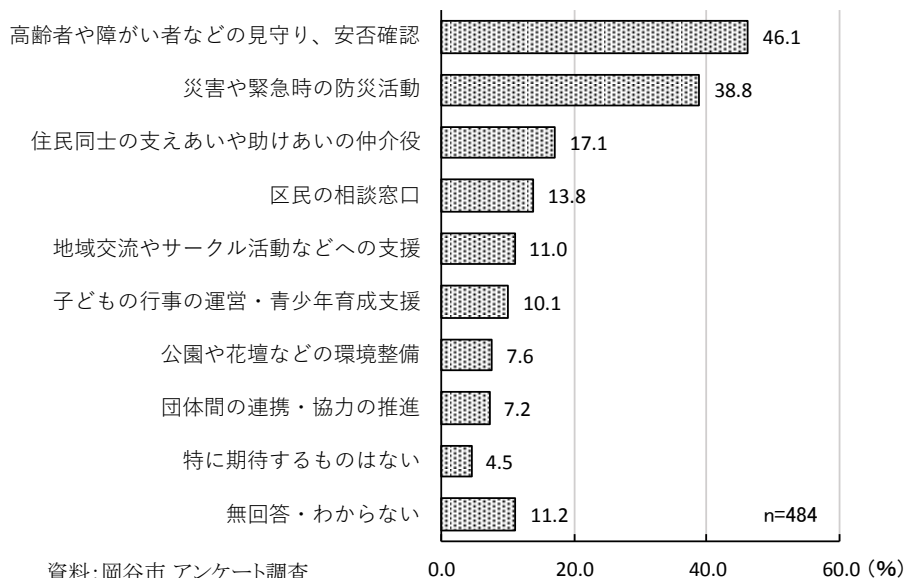
資料:岡谷市 アンケート調査

② 地域サポートセンターに期待すること

地域サポートセンターに期待することについて、2つまで回答いただきました。

「高齢者や障がい者などの見守り、安否確認」が46.1%と最も多く、次いで「災害や緊急時の防災活動」が38.8%、「住民同士の支えあいや助けあいの仲介役」が17.1%などとなっています。

図18 地域サポートセンターに期待すること



資料:岡谷市 アンケート調査

0.0 20.0 40.0 60.0 (%)

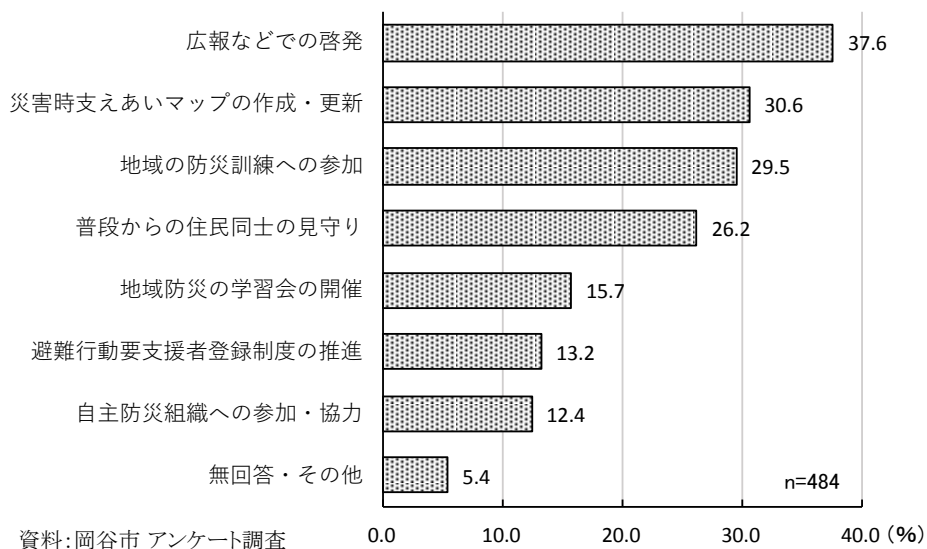
3. 地域防災について

① 地域防災の意識を高めるために必要なこと

地域防災の意識を高めるために必要なことについて、2つまで回答いただきました。

結果は「広報などでの啓発」が37.6%と最も多く、次いで「災害時支えあいマップの作成・更新」が30.6%、「地域の防災訓練への参加」が29.5%などとなっています。

図19 地域防災の意識を高めるために必要なこと



4. 権利擁護・財産管理について

① 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知度

成年後見制度と日常生活自立支援事業*の認知度は、それぞれ下記のとおりとなっています。「知っている」と回答した割合は、成年後見制度において約4割、日常生活自立支援事業において約3割となっています。

一方、「全く知らない」と回答した割合は、成年後見制度において約2割、日常生活自立支援事業においては約3割となっていることから、これらの制度やサービスの周知が必要です。

図20-1 成年後見制度の認知度

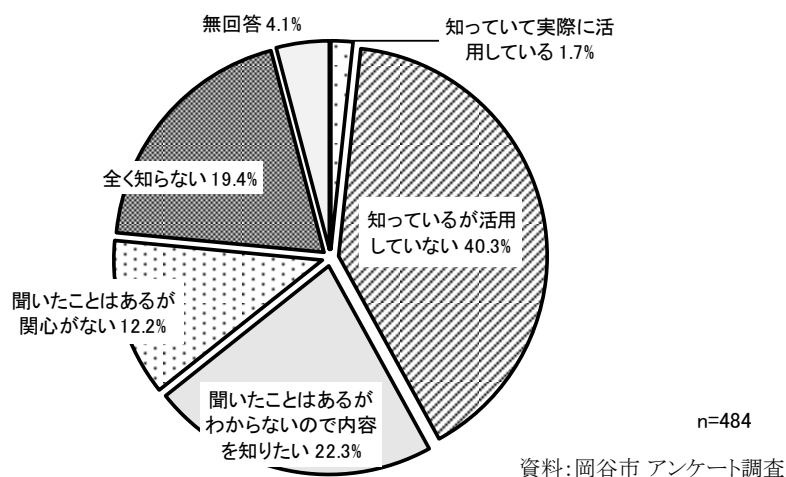
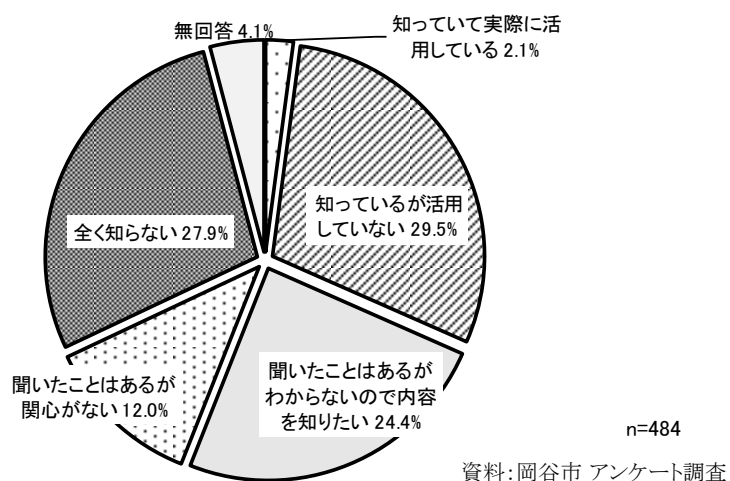


図20-2 日常生活自立支援事業の認知度



3. 市民意見・要望の把握

地域福祉に関する団体や、市民の方々から、幅広く地域福祉について、意見をうかがいました。その主な意見や要望は以下のとおりです。

(1) 福祉サービスの基盤整備について

- ・超高齢社会に向けては、行政だけに頼るのではなく地域で支えあうとされている。もっと環境づくりを進めてほしい。
- ・家庭も老老介護、地域も老老介護。今までのような福祉行政は限界が来ると思う。視点を変えた政策が必要になってくると思う。
- ・これからは、ますます核家族化が進み、高齢者のみの家庭がふえ、その結果、老老介護をせざるを得ない状況があたり前の世の中になっていくと思われる。いつかは人の世話にならなければいけないときも来るので、そうしたときに安心して頼めるような社会福祉の仕組みをつくって欲しい。
- ・個人主義が人と人とのつながりをなくしてしまっているように思う。思いやりの心を育てていかなければいけない。

(2) 福祉サービスの充実について

- ・ひとり親で子育てをしていくことはとても大変。もう少し、優遇があればよいと思う。
- ・認知症の方の家族へのサポートがまだまだ足りないと思う。
- ・福祉に携わる方は限られた人員の中、複雑化・多様化している課題に誠実に向き合っている。待遇がもっとよくなるとよい。
- ・困りごとがあっても、今のサービスでは空きがない、適応がない、対象とならないという理由で無理と言われ、困っている方を多く知っている。さまざまな困りごとに対応できる福祉制度に改善して欲しい。一人ひとりの困りごとに丁寧に対応していただきたいと思う。

(3) 福祉情報の提供・相談体制の充実について

- ・さまざまな制度を知らないまま、生活している高齢者や障がい者が多い。
- ・どこに相談したらよいかわからない人が多い。必要な情報がサービスを必要とする人に届いていない。サービスに関する情報発信と多様な手続きについて改善して欲しい。
- ・一市民として、市内の福祉行政等には、協力できることがあれば力添えできればと考えているが、情報が全くないので、「現在どのような課題があるのか」「どのようにして解決していくのか」などが見えない。現状は市民が能動的に情報を手に入れないといけなような情報発信に留まっていると危惧している。

(4) 福祉活動への住民参加について

- ・自分の力を少し周囲に向けることができれば福祉活動の一步が始まると思う。頼ったり頼られたりが気軽にできるとよいが、抵抗もある。
- ・福祉行政の役割が重要になる一方で、私たち住民も自分たちでやれることはやらなければならないと思う。さまざまな選択ができるような提案や、きっかけを提供してほしい。
- ・地域の人々が具体的に協力できることを制度化してはどうか。
- ・地域サポートセンターは、個々でやっていることのつながりをつくれればよいが、そこが難しい。
- ・区が何をやっているか区民全体が知らない。担い手不足の中、組織図をつくり直したり連絡先を入れたりするなど、区民にも知ってもらえるようにしないといけないと思う。
- ・今は地域福祉に重きが置かれている。1年任期の各団体の長の意識をどう高めるかが課題。個人主義の時代で横のつながりをつくるのが難しいが、何とか区民の意識を高めていく努力をするしかない。
- ・地域サポートセンターを中心に、地域住民（町内会長や隣組長）や各種団体などが横のつながりを持てたらいいと思う。

(5) 福祉の担い手の育成について

- ・少しだがボランティアをしている。今後も自分にできる範囲でやれるとよいと思う。
- ・高齢者が多く、地域役員になる人が足りない今、地域を支える活動が機能しなくなり、地域力が低下しないか心配である。
- ・子どもたちに地域での福祉教育を期待したい。

(6) 防災・防犯の充実について

- ・核家族や独居高齢者がふえているので、災害時の対策をもっとして欲しい。
- ・町内によって想定される災害が違うので、自分たちの住んでいる場所がどんな所か話しあいをしている。市は、町内の意見を基にきめ細かい対応をしてほしい。
- ・道幅が狭く、高齢者や子ども、運転する人も大変だと思う。街灯も少ない。

(7) その他

- ・行政区へ未加入の住民がふえている。
- ・障がい者、生活困窮者、外国人に対する地域の関心が薄い。
- ・新型コロナウイルス感染症について対応を考える必要がある。

4. 第3次岡谷市地域福祉計画の検証

施策（34施策）ごとに、担当課により自己評価を行い、現在までの達成度を5段階で評価したものを積み上げ、得点化しました。

【達成度】

◇施策の目的が十分に達成されている	⇒	5点
◇施策の目的がほぼ達成されている	⇒	4点
◇施策の目的に取り組んだが、どちらともいえない	⇒	3点
◇施策の目的があまり達成されていない	⇒	2点
◇施策の目的が達成されていない	⇒	1点

結果、総体の達成度は3.6点となっており、おおむね計画どおりに進捗している一方で、十分な成果を得られなかった施策もあります。また、各施策の今後の方向性については、以下のとおりとなりました。

	拡充	見直し	継続	縮小	廃止
基本目標1	2	0	11	0	0
基本目標2	4	0	5	0	0
基本目標3	1	0	4	0	0
推進体制	0	0	7	0	0
全体	7	0	27	0	0

基本目標	主要施策	施策名	評価点	今後の方向性	課題等
1	自立を支える地域づくり	1 福祉サービスの基盤整備	3.5		○地域サポートセンターや各種団体等の高齢化による人材の確保・育成 ○少子高齢化や地域、家庭内の関係の希薄化による社会的孤立の顕在化 ○成年後見制度や日常生活自立支援事業などのさらなる周知・啓発 ○市民が抱える複雑化・多様化する生活課題やみずから助けを求めることのできない人など潜在的な問題への包括的かつ重層的な支援体制の整備 ○相談に従事する職員の専門性の向上
		(1) 個別計画の推進	4.0	継続	
		(2) 民と公との協働	3.0	継続	
		(3) 福祉のネットワークづくり	3.0	継続	
		(4) 福祉施設の整備と活用	4.0	継続	
		2 福祉サービスの充実	4.0		
		(1) 多様なサービスの提供	4.0	継続	
		(2) サービスの質の向上	4.0	継続	
		(3) 子育て支援	4.0	継続	
		(4) 介護者への支援	4.0	継続	
		3 利用者の尊厳を守る制度の充実	4.0		
		(1) 苦情解決や評価の制度	4.0	継続	
		(2) 利用者の権利擁護	4.0	拡充	
		(3) 生活困窮者の自立支援	4.0	継続	
4 情報提供・相談体制の充実	3.5				
(1) 福祉情報の提供	3.0	継続			
(2) 相談体制の充実	4.0	拡充			

基本目標	主要施策	施策名	評価点	今後の方向性	課題等		
2 ともに生きる地域づくり			3.6				
	1 福祉活動への住民参加	(1) 地域サポートセンターの充実	3.0	拡充	○地域の人材の高齢化や後継者不足等の問題による組織の弱体化 ○支えあいの一層の充実と地域の担い手づくりに対する地域住民の意識の醸成 ○昨今の大規模災害の発生や犯罪の多様化・巧妙化に対する見守り活動のさらなる充実 ○市民全体の防災・防犯意識の高揚 ○生活習慣病予防への意識が低い若年層などへの情報発信		
		(2) 地域で活動する団体との連携・融合	3.0	拡充			
	2 福祉の担い手の育成	(1) 人材育成の支援	3.0	拡充			
		(2) ボランティア活動等の支援	3.0	継続			
	3 防災・防犯の充実	(1) 防災、支えあい体制の充実	4.0	拡充			
		(2) 防火対策の充実	4.0	継続			
		(3) 防犯、見守り活動の充実	4.0	継続			
	4 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの意識啓発	4.0	継続			
		(2) 地域における健康づくり	4.0	継続			
	3 福祉の文化の創造			3.4			
	1 ユニバーサルデザインのまちづくり	(1) ユニバーサルデザインのまちづくり	3.0	継続	○あらゆる人が地域で安全、安心に暮らすため障壁となりうるものへの意識の共有化 ○地域住民の交流減少による地域福祉への関心の低下 ○学校教育や生涯学習による福祉教育の推進 ○地域活動の機会の充実		
		(2) こころのバリアフリー	3.0	拡充			
	2 福祉学習の推進	(1) 生涯学習の推進	4.0	継続			
		(2) 学校教育における福祉学習の推進	4.0	継続			
		(3) 地域での福祉学習の推進	3.0	継続			
	推進体制			3.6			
	1 計画推進体制の強化	(1) 行政体制の整備	3.0	継続	○岡谷市地域福祉ネットワーク会議を活用した地域の横断的なつながりによる地域福祉の推進 ○市民目線に立った福祉施策の充実 ○地域課題の解決に向け、区や地域サポートセンターほか各種団体等との連携強化 ○性別による固定的な役割分担意識や慣習の解消、女性の積極的登用		
		(2) 利用者への支援体制の強化	3.0	継続			
		(3) 市民総参加による計画の推進	4.0	継続			
	2 関係団体等との連携と支援	(1) 関係団体等への支援と協働	4.0	継続			
		(2) 関係機関等との連携強化	3.0	継続			
	3 男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画意識の啓発	4.0	継続			
		(2) 男女共同参画による地域福祉力の向上	4.0	継続			
	総体（評価点）			3.6			

5. 課題と方向性

市民意見等の把握や第3次岡谷市地域福祉計画の検証などから、次のような課題や方向性が見えてきました。

本計画の最終年度である令和8（2026）年度を見据え、本計画では以下の内容を重点的に取り上げ、施策展開の中に反映させていくこととします。

（1）地域共生社会の実現に向けたまちづくり

人口減少や少子高齢化、出生数の減少、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、知的障がいや精神障がいのある方の増加など、本市を取り巻く環境にはさまざまな課題があり、市民が抱える課題も複雑化・多様化しています。

すべての市民の生活課題や地域課題の解決を図るため、地域や市民が『自助』、『互助』、『共助』、『公助』の役割を担いあい、包括的に支えあう“地域共生社会”の実現に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

（2）地域活動等への参加・協働を促す仕組みづくり

核家族化の進行などの社会情勢の変化にともない、近所づきあいや地域活動へのかかわりの希薄化がみられます。このため、住民同士の交流の機会が減少することにより、地域コミュニティ機能の低下が懸念されます。

引き続き、地域コミュニティの活動拠点である地域サポートセンターの機能充実を図りながら、地域住民が地域のさまざまな活動に積極的に参加し、協働できる仕組みづくりを推進することが必要です。

（3）地域を支える人材の確保・育成

人口減少や少子高齢化の進展にともない、地域を支える住民組織の担い手不足が深刻化しています。このため、各種団体等の相互による連携も低下し、地域における支えあいの取り組みにも影響がみられます。

次代を担う若い世代から元気な高齢者まで、幅広く地域を支える人材の確保と育成に努め、ともに支えあう取り組みができる環境づくりを推進することが必要です。

(4) 複雑化・複合化している市民の相談内容に対応する支援体制の整備

昨今、8050問題^{*}や社会的孤立、介護と育児を同時に担うダブルケア、ひきこもりや生活困窮の問題など、市民が抱える課題は複雑化・複合化しているうえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に多大な影響を与えています。

このような中、困難な状況にありながらSOSを発信できない方々や、制度の狭間で課題を抱える方々に対する早期の気づきと速やかな支援が求められています。

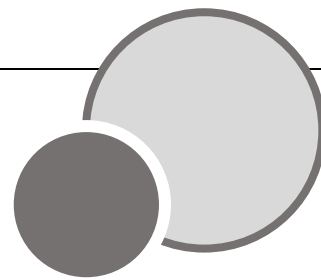
庁内関係部局や支援機関と連携を図りながら、本市の福祉総合相談機能を一層発揮し、市民に対する断らない相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的支援体制の整備を図る必要があります。

(5) いつまでも住み続けたい安全・安心の地域づくり

年齢や障がいの有無などに関係なく、住み慣れた地域で、地域社会の一員として受け入れられ、安全・安心に、そして幸せに暮らすためには、一人ひとりの権利が尊重され擁護される地域づくりが大切です。このため、成年後見制度の周知や充実、再犯防止の取り組みを推進することが必要です。

また、近年頻発する自然災害等に備えるために、避難行動要支援者制度の整備や災害時の支援体制のさらなる強化を図り、『自助』、『互助』、『共助』、『公助』の連携のもと、市民がそれぞれの役割を担う地域づくりが必要です。





1. 基本理念

みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして

本市では、第5次岡谷市総合計画において、将来都市像に『人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷』を掲げ、市民だれもが安全で安心して、健康で生きがいを持って暮らすことができ、このまちに住み、働くことに誇りと自信、そして愛着を持てるまちをめざし各種施策を展開しています。

また、平成27（2015）年度からの第3次岡谷市地域福祉計画では、“自立した生活を支えあう地域づくり”を基本理念に、家庭や行政のほか、地域住民や団体等が役割を担いあい、連携・融合して、ともに生き、支えあう地域づくりに努めてきました。

一方、近年は少子高齢化の進行や価値観の多様化、社会構造の変化等が急激に進み、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化してきています。

これらの課題の解決を図っていくためには、これまで掲げてきた理念と進めてきた取り組みを踏まえながら、“支える側”、“支えられる側”という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を一層推進する必要があります。

このため、第4次岡谷市地域福祉計画では、市民や団体等のさまざまな主体の積極的、自主的な参画による包括的な支援体制を構築し、住み慣れた地域で一人ひとりが尊厳を持ち、安全で安心した生活を送れるよう、『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』を基本理念に掲げ、市民が一丸となり、さらには、車の両輪となる岡谷市社会福祉協議会と相互連携を図りながら地域福祉を推進します。

2. 基本目標

“つながる ⇄ つなげる ⇄ ひろげる ⇄ まもる”をキーワードに、基本理念の実現をめざして、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

また、地域での支えあいの充実や支え手の確保、重層的な支援体制を推進する施策の展開を本市の現状と課題を踏まえた重点項目として掲げ、取り組みます。

～つながる～

基本目標1 “支えあいがつながる”地域づくりの推進

市民のだれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民がともに支えあい地域共生社会の実現をめざすための意識の醸成を図ります。

また、地域における各種団体と専門機関等との協働や連携を推進するとともに、地域福祉活動を推進する人材の確保と育成に努め、支えあいがつながる地域づくりの推進に努めます。

～つなげる～

基本目標2 “支援をつなげる”体制づくりの推進

地域住民の多様な生活課題等に対応するため、福祉サービスなどの情報提供の充実を図るとともに、相談体制の強化を図り、包括的な支援体制の整備を進めます。

また、地域課題解決の中核を担う地域サポートセンターの活動の充実を図り、地域コミュニティの活性化と地域力の強化に取り組み、支援をつなげる体制づくりの推進に努めます。

～ひろげる～

基本目標3 “参加・協働をひろげる”仕組みづくりの推進

地域住民が地域において、地域活動を積極的かつ主体的に行えるよう、そのきっかけづくりと参加しやすい環境づくりを進めます。

行政や地域住民、各種団体等と連携して、地域における見守り体制の充実を図るとともに、岡谷市社会福祉協議会と連携を深めながら事業を展開するなど、地域活動への参加・協働をひろげる仕組みづくりの推進に努めます。

～まもる～

基本目標4 “暮らしの安全・安心をまもる”環境づくりの推進

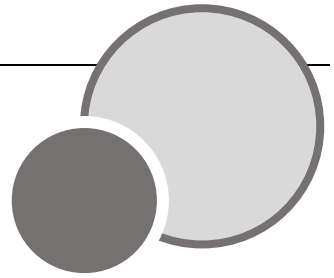
だれもが安全に安心して地域で暮らすために、個人の権利が擁護されるとともに、災害や犯罪、事故などを未然に防ぐ体制整備や取り組みを進めます。

また、すべての人が暮らしやすい生活を送るために、ユニバーサルデザイン^{*}やバリアフリーの考えに基づいた環境整備を行い、ノーマライゼーション^{*}の理念の普及と福祉のこころの醸成を図り、暮らしの安心をまもる環境づくりの推進に努めます。

3. 施策体系

本計画は以下の体系により推進します。

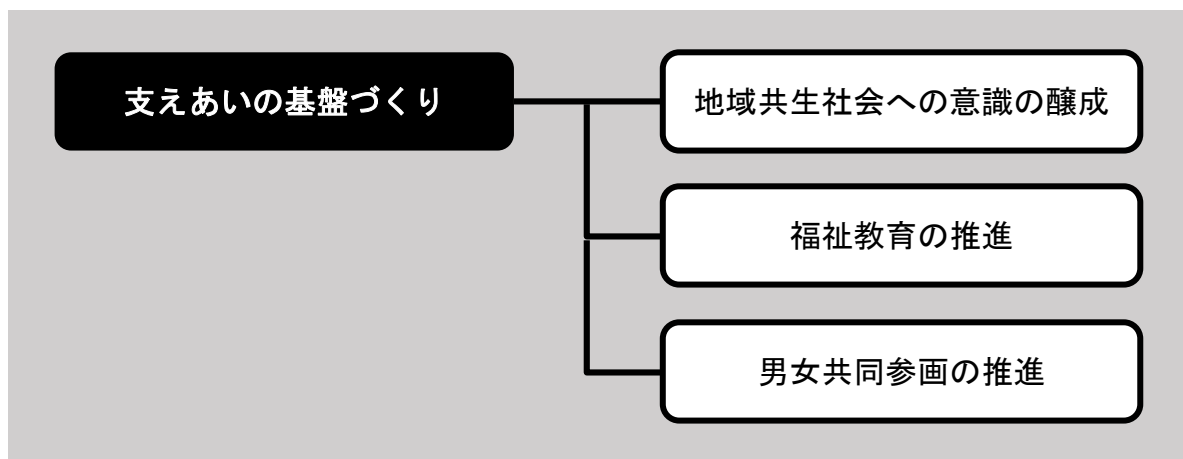
基本目標	主要施策	施策の方向	頁	重点項目
~ つながる ~ 基本目標 1 “支えあいにつながる” 地域づくりの推進	1 支えあいの基盤づくり	(1) 地域共生社会への意識の醸成 ----- (2) 福祉教育の推進 ----- (3) 男女共同参画の推進	30	・ ・ ワ 支 地 え 域 ク あ の づ い 担 く の い り ネ 手 ッ の ト 育 成
	2 地域の担い手の育成	(1) 地域福祉の担い手づくり ----- (2) ボランティア活動等への支援	32	
	3 支えあいのネットワークづくり	(1) 地域におけるネットワークの強化 ----- (2) 専門機関・団体等との協働・連携の推進	34	
~ つなげる ~ 基本目標 2 “支援をつなげる” 体制づくりの推進	1 包括的な支援体制の構築	(1) 福祉サービスなどの情報提供 ----- (2) 分野を横断する相談体制の充実 ----- (3) 多機関の協働による支援体制の構築	36	・ 包 括 的 な 支 援 体 制 の 構 築
	2 地域コミュニティの活性化と地域力の強化	(1) 地域サポートセンター活動の充実 ----- (2) 地域で活動する団体等の連携	38	
	3 すべての市民の多様な地域生活課題への対応	(1) 生活困窮者等への支援 ----- (2) 子どもや高齢者、障がい者への支援 ----- (3) 自殺対策の推進 ----- (4) 福祉サービスの質の向上	40	
~ ひろげる ~ 基本目標 3 “参加・協働をひろげる” 仕組みづくりの推進	1 きっかけづくりと参加しやすい環境づくり	(1) 地域活動へのきっかけづくり ----- (2) 交流の場、活動の場づくり	42	
	2 見守り体制の充実	(1) 地域における見守り体制の充実 ----- (2) 関係機関と連携した見守り支援の強化	44	
	3 関係団体等との協働	(1) 社会福祉協議会との連携・協働 ----- (2) 関係団体との連携・協働	46	
~ まもる ~ 基本目標 4 “暮らしの安全・安心をまもる” 環境づくりの推進	1 権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の利用促進 ----- (2) 権利擁護体制の充実	48	
	2 防災・減災、防犯対策の充実	(1) 災害時の支援体制の充実 ----- (2) 防犯対策の充実	50	
	3 感染症対策の推進	(1) 新型コロナウイルス感染症など感染予防の推進 ----- (2) 生活への影響に対する支援	52	
	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	(1) 福祉のこころの醸成 ----- (2) 暮らしを支える環境の整備	54	



～つながる～

基本目標1 “支えあいがつながる” 地域づくりの推進

●主要施策1 支えあいの基盤づくり



○現状と課題

住み慣れた地域で、だれもが安心して暮らすことのできる地域共生社会を実現するためには、だれもがお互いに認めあい支えあう、福祉のこころを持つことが必要となります。

そのためには、市民一人ひとりが地域社会の担い手という意識の醸成や、学校教育や生涯学習などのさまざまな機会を通じて、幅広い年代を対象とした福祉教育を継続的に行うことが必要です。

とりわけ、将来を担う子どもや若者に向けた福祉教育は、地域への愛着を持ってもらうことや、今後の福祉活動の担い手の発掘や育成につながることから重要となります。

また、地域活動を行ううえで、性別による固定的な役割分担を解消することも、地域福祉力の向上において必要となります。こうした課題に対し、男女共同参画に関する意識啓発や働きかけを通して、継続的にアプローチしていくことが大切です。

○施策の方向

(1) 地域共生社会への意識の醸成

子ども、高齢者、障がい者などすべての人々の生活の拠点である地域を基盤に、地域のさまざまな資源を活かしながら、地域住民が主体的に地域づくりに参画する意識の醸成に努めるほか、複雑化する地域課題を把握して解決を図る体制づくりを進めるため、地域福祉活動への興味や関心を高める啓発に取り組みます。

また、地域づくりの土台となる『自助』、『互助』、『共助』、『公助』の連携のもと、市民や団体等がそれぞれの役割を担い、相互に連携・融合しながら市民総参加による地域福祉の推進に努めます。

(2) 福祉教育の推進

学校の教育活動を通じた福祉学習の一層の充実を図るため、岡谷市教育委員会と岡谷市社会福祉協議会との連携により、福祉学習会や障がい者、高齢者等との交流活動の推進に努め、次代を担う子どもたちの福祉のこころをはぐくみます。

また、学校における福祉学習、総合的な学習の成果を披露し、市民と分かちあう機会の提供にも取り組みます。

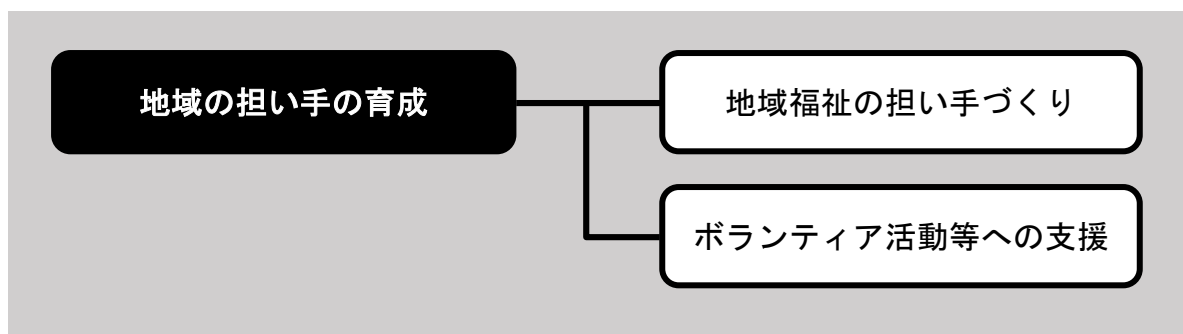
さらに、生涯学習活動として、子どもたちから親子で福祉について学べる機会を設けるほか、地域において、地域での支えあいの必要性や支えあいの仕組みづくりの理解を深めるための学習会等を開催し、地域共生意識の醸成とその広がりを推進します。

(3) 男女共同参画の推進

「男女共同参画おかやプランVI」*に基づき、性別による固定的な役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画について正しく理解するための広報や啓発、教育や学習の推進を図り、さまざまな活動を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めます。

また、女性がまちづくりの担い手として地域活動などで活躍し、さまざまな視点を取り入れた地域活動に発展できるよう、地域活動における女性の参画促進に努めます。

●主要施策2 地域の担い手の育成【重点項目】



○現状と課題

地域福祉活動は、地域住民がボランティアとして参加、活動することによって支えられています。地域福祉を推進するためには、地域において主体的に活動できる多くの方々の力が必要不可欠です。

現在、本市では多くの関係団体やボランティア団体等が福祉活動を展開していますが、市民アンケート調査において、地域活動やボランティアへ参加している方々は4分の1程度に留まっているうえ、参画している方の高齢化や若手人材の不足が課題として顕在化しています。

地域活動やボランティアにかかわってみたいと思う方々も一定程度いることから、新たな方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

また、関係団体やボランティア団体等が行う福祉活動を、継続的かつ発展した活動にしていくためには、多くの地域住民の理解と協力が必要となります。

これら福祉活動に対して、地域住民、福祉団体、行政など地域社会を構成するすべての方や組織が協働して支援することが重要です。

○施策の方向

(1) 地域福祉の担い手づくり

地域福祉活動に、より多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加してもらえるよう、若年層や勤労者層をはじめ、地域活動の大きな力となり得る団塊の世代など、多様な層の方々に働きかけるとともに、参加を促すための方策を検討し実施に努めます。

また、各地域において人材の確保と育成が行われるよう、岡谷市地域福祉ネットワーク会議[※]等を通じ、各区の課題や状況を共有しながら、ともに地域福祉の担い手づくりにつなげるとともに、岡谷市社会福祉協議会が実施している地区社会福祉協議会役員を中心とした研修や日常業務におけるさまざまなかかわりを通じて、人材の発掘や育成の支援に努めます。

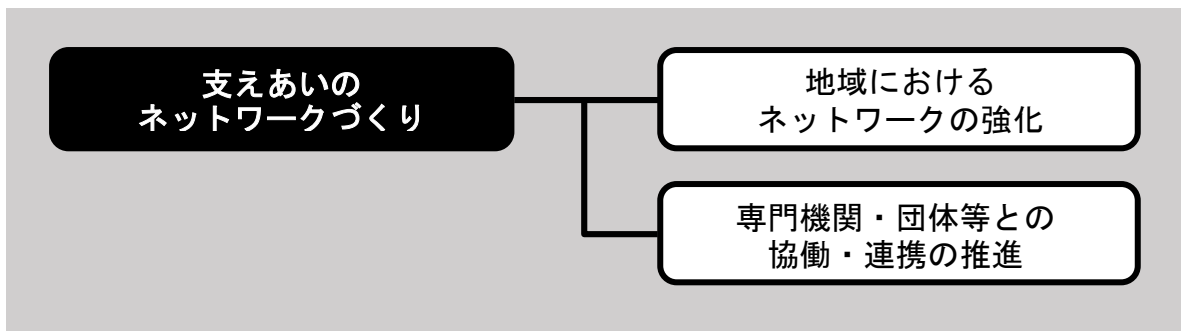
(2) ボランティア活動等への支援

市民がボランティア活動に関心を持ち、参加意欲を高め、ボランティアへのきっかけとなるような広報や啓発活動を推進するとともに、ボランティア活動の拠点としてボランティアセンターを運営する岡谷市社会福祉協議会と連携し、ボランティア講習会を開催するなど、さらなるボランティア人材の育成を図ります。

また、岡谷市社会福祉協議会を中心に、ボランティアコーディネート機能の充実と強化、ボランティア団体間の連携強化に努めるほか、各種ボランティア団体をはじめ、企業ボランティア、保健福祉活動を推進しているボランティア団体への支援に取り組みます。



●主要施策3 支えあいのネットワークづくり【重点項目】



○現状と課題

地域にはさまざまな課題を抱えた方々が暮らしていますが、地域における近所づきあいや支えあいの意識が希薄化する中、地域住民が主体的に地域の課題を解決するためには、行政区や町内会、民生児童委員、地区社会福祉協議会など、多様な関係団体と地域住民の連携による解決力の強化が求められています。

本市では、多くの関係団体やボランティア団体等により、さまざまな活動や支援が行われていますが、一層の支えあいや解決力を強化するためには、それぞれ活動を行う関係団体等をつなぎ、地域課題の共有、協働や連携による取り組みの推進など、相互活動のネットワーク化を図る必要があります。

また、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するためには、福祉に携わる各種専門機関などと連携した包括的な支援が必要となるほか、地域における身近な課題については、地域の関係団体等と連携した取り組みを推進する必要があります。

○施策の方向

(1) 地域におけるネットワークの強化

全区に地域サポートセンターが設置されたことを契機に、地域福祉の一層の充実に向けて組織した岡谷市地域福祉ネットワーク会議を有効に活用し、各地区の活動内容や課題等を共有しながら、情報交換や先進事例発表、研修等を行い、行政や社会福祉協議会、地域の方々との総合的、有機的な地域福祉のネットワークの強化に努めるとともに、各地区における関係団体間の連携の強化を推進します。

また、地域の見守り体制の充実を図るため、引き続き、各区や民生児童委員の見守り活動や、学校登下校時のふれあいたいむ^{*}の推進などに取り組むほか、民間事業者等とのネットワークの拡大と強化を図り、地域の多くの方々の参画により支えあいを重ねていきます。

(2) 専門機関・団体等との協働・連携の推進

子どもやその家庭、高齢者や障がい者などが抱える課題解決のため、より専門的な支援につながるよう、相談窓口の周知を図るほか、専門機関等との連携強化を図ります。

また、それぞれの機関が専門性を活かしながら、課題等を的確に把握し、適切な支援に努めるほか、職員体制の強化とさらなる専門性の向上に取り組み、各機関の相互協力により、複雑化する課題へのフォロー体制の充実を図ります。

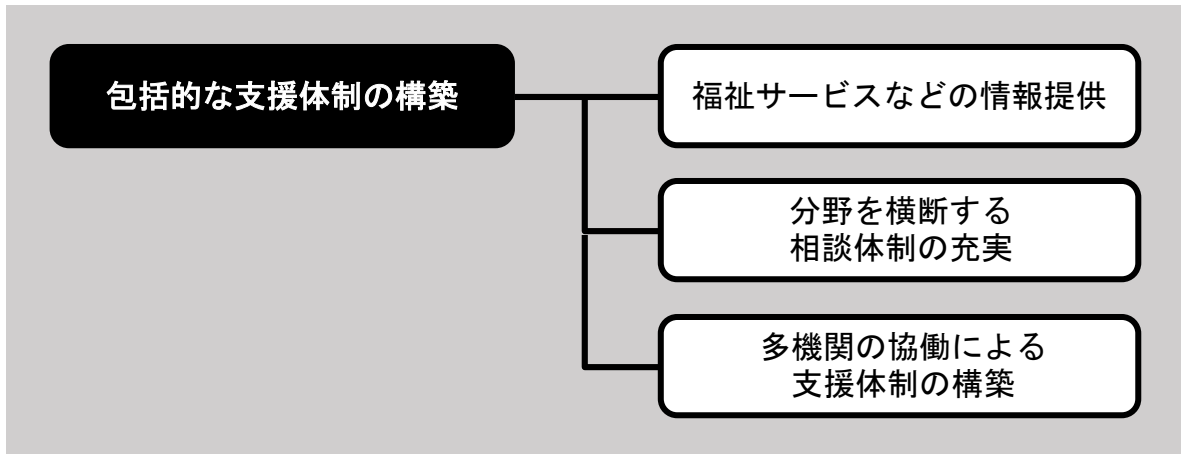
このほか、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と顔が見える関係づくりに努め、地域全体で課題に対する支援の対応力向上に取り組めます。



地区で開催された福祉に関する学習会の様子

基本目標 2 “支援をつなげる” 体制づくりの推進

●主要施策 1 包括的な支援体制の構築【重点項目】



○現状と課題

福祉サービスについては、その種類や提供者が多様化しており、サービスを利用される方がみずからサービスを選択する時代になっています。

そのため、利用者に最も適したサービスを選択できるよう、わかりやすい情報提供が求められるとともに、公平かつ確実に情報が伝わるよう、情報の受け手側の視点に立ちながら、情報発信の手段や内容に配慮することが必要です。

また、市民アンケート調査において、生活上で困ったときの家族以外の相談先として、「市の相談窓口」と回答した方が最も多い結果であり、市の相談体制が重要な役割を果たしていることがわかります。

国では、社会福祉法を改正し、市町村における「断らない包括的な支援体制」を構築するため、「重層的支援体制整備事業^{*}」を創設しました。複雑化する相談内容に適切に対応するため、専門的な支援を提供できる人材を確保・育成し、適切な支援につなげることのできる体制を整備することが必要です。

さらには、市民が抱える地域生活課題へ適切に対応するためには、多機関の連携と協働による支援体制を構築していくことも重要です。

○施策の方向

(1) 福祉サービスなどの情報提供

福祉サービスの利用を必要とする方が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう、情報のバリアフリー化を推進するとともに、社会福祉協議会や福祉関連事業者などと連携して適切な福祉サービス情報の提供や制度等の周知に努めます。

また、市ホームページや広報おかや、福祉や介護に関するガイドブックなど、多様な媒体による情報提供のほか、フェイスブックなどSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した双方向の情報提供により、市民から要望等を聞きながら、いつでもどこでも簡単に福祉サービス情報に接することができるよう、便利で幅広い情報提供に取り組みます。

(2) 分野を横断する相談体制の充実

地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な相談・支援体制を構築するため、まいさぼ岡谷市やひとり親家庭相談、消費生活相談、心配ごと相談などの相談窓口を一本化した福祉総合相談事業を中心に、生活困窮や障がい者、高齢者、児童、母子保健などが連携し、分野を横断した重層的な相談・支援体制の充実を図るとともに、福祉分野以外の相談窓口で把握した地域住民の課題を、適切に担当部署へつなぐことのできる体制の構築に取り組みます。

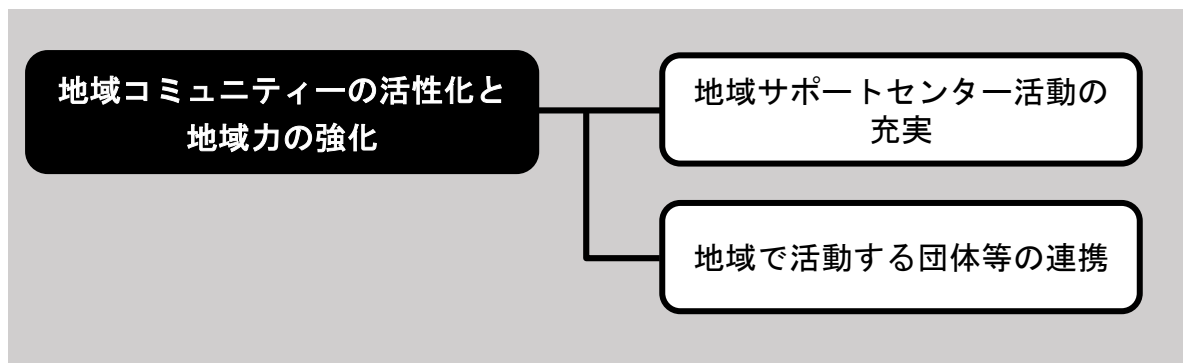
また、相談員のスキルアップをはじめ、関係機関や専門家などとさらなる連携を図り、専門性の強化にも努めます。

(3) 多機関の協働による支援体制の構築

複合的で複雑な課題や、制度の狭間にある課題などを、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の充実を図るため、支援チーム等による支援会議などを開催し、関係者のみならず、課題に応じた新たな支援者とのつながりを築きながら支援に努めます。

また、各区や民生児童委員などの地域住民のほか、社会福祉協議会、NPO法人、医療機関、保健所、学校、保育園、児童相談所、警察、消防、ハローワークなどの専門機関等と顔の見える関係（ネットワーク）づくりを強化し、分野を超えた支援体制の構築に取り組みます。

●主要施策2 地域コミュニティの活性化と地域力の強化



○現状と課題

本市では、子どもから高齢者に関する、地域で抱える多種多様な課題の解決に向け、各種団体のボランティア等が、より一層の連携を深め、地域の方々を巻き込んだ大きな人の輪の広がりをつくり、地域の課題解決を図ることを目的に地域サポートセンターの設置に取り組み、平成29（2017）年度においてすべての区に設置されました。

少子高齢化の進行にともなう人口減少や核家族化の進展、価値観の多様化などにより、地域住民同士の関係が希薄化しつつある現在においては、地域における支えあいや助けあいを推進する地域サポートセンターはますます重要な役割を持ちます。

市民アンケート調査では、地域サポートセンターについて、半数弱の方が知らないと回答しています。地域サポートセンターの役割などの一層の周知とともに、地域福祉の拠点としての機能の充実と強化に取り組むことが必要です。

また、地域サポートセンターを中心に、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、ボランティア団体のほか、地域福祉にかかわるさまざまな活動主体が一体となり、行政との連携や協働を図りながら、地域福祉の充実に取り組むことが、地域力の強化にもつながります。

○施策の方向

(1) 地域サポートセンター活動の充実

子どもから高齢者まですべての方が、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすために地域住民がともに支えあいながら、地域課題の解決や地域の活性化を図る拠点として、引き続き、運営や環境整備の支援に取り組みます。

また、本市の強みとして、各区で長い歴史や伝統を継承しながら、独自の運営方針に基づき、特色ある地域コミュニティが形成されていることから、各地域の実情に応じた福祉コミュニティ活動が展開できるよう連携に努めます。

さらには、岡谷市地域福祉ネットワーク会議において、共通課題として挙げられている「支えあいや見守り体制の一層の充実」と「地域活動の支え手、担い手の確保・育成」の解決に向け、地域福祉の拠点となる地域サポートセンターとともに取り組みます。

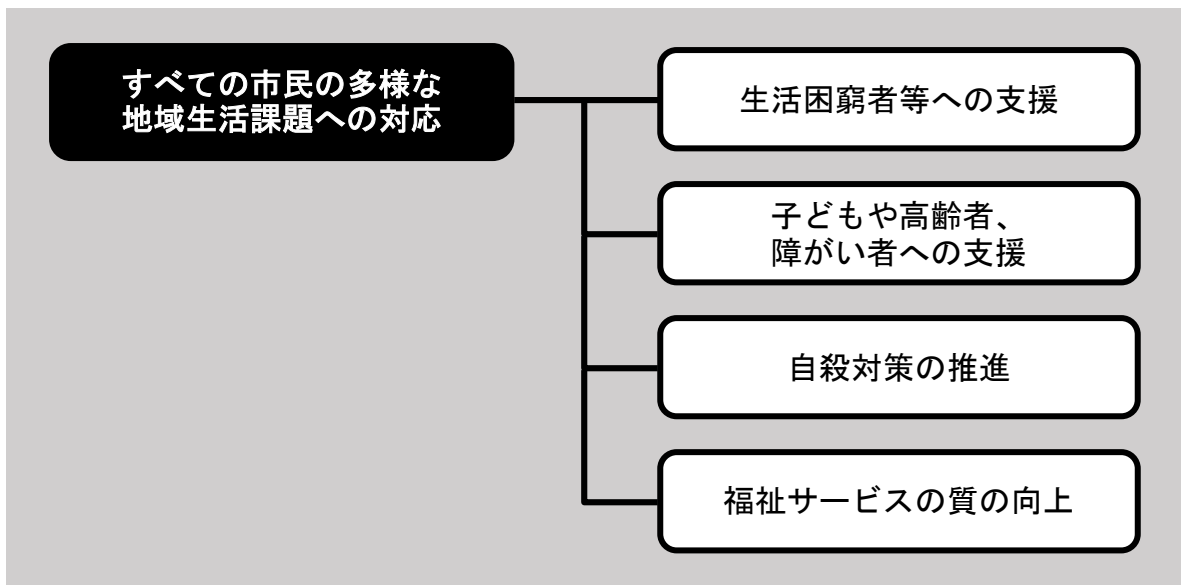
(2) 地域で活動する団体等の連携

地域福祉の拠点である地域サポートセンターを組織し、その活動に参画する関係団体やボランティア団体等は、全市的に組織されているものから地域固有の団体まで、さまざまであり、活動も多岐にわたっています。

地域の身近なコミュニティ活動を推進するため、それら関係団体等の活動を支援するとともに、地域サポートセンターの取り組みなどを通じて、関係団体等のさらなる連携・融合に努めます。

また、地域で活動する関係団体等の協力を得て、地域における支えあいや見守り、災害時の対応などの支援体制の充実、地域力の強化に取り組みます。

●主要施策3 すべての市民の多様な地域生活課題への対応



○現状と課題

地域住民が抱える課題は、子どもや高齢者、障がい者などへの暴力や虐待、ひきこもり、生活困窮、自殺など多岐にわたり、その内容はますます複雑化・複合化しています。

このうち、生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や人間関係、ひきこもりなど、さまざまな課題を複合的に抱えている場合があり、包括的な支援が必要です。

また、子どもや子育て家庭、高齢者や障がい者の生活課題に対しては、各個別計画に基づいた各種施策を展開していますが、虐待や権利擁護など共通して取り組む課題もあり、市民や地域の関係機関等との協働や連携により、地域全体で課題解決に取り組むことが重要です。

さらに、自殺対策について、自殺は心身の健康にかかわる課題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、孤立など、さまざまな社会的要因が複雑に絡みあい、深刻化したときに発生するとされており、生きることの包括的な支援の推進が必要です。

支援を必要としている方に必要な福祉サービスが適切に提供され、必要な支援が確実に行き届くよう、福祉サービスの質の向上が求められます。

○施策の方向

(1) 生活困窮者等への支援

保護が必要な方には確実に保護を実施し、適正に生活保護につなぐ一方、生活保護に至る前に支援をすることにより、自立が可能な方については、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援を行うなど、両制度の連携を図りながら、きめ細かな支援に努めます。

また、稼働能力があり、就労意欲がある方については、就労支援員を中心に、ハローワークと連携し就労支援に取り組むなど、包括的な支援の強化に努めます。

(2) 子どもや高齢者、障がい者への支援

「岡谷市子ども・若者育成支援計画」に基づき、健やかな成長と自立に向けた切れ目ない支援、地域社会全体で子育て等を支える環境づくり、さまざまな困難を抱える子ども・若者や家庭への支援などに努め、『輝く子どもの育成』に取り組めます。

高齢者については、「岡谷市高齢者福祉計画」に基づき、社会参加の充実、健康づくりや介護予防の推進、権利擁護の推進、生活環境の整備など、安全で安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケア体制の充実を図ります。

また、障がい者については、「岡谷市障がい者福祉計画」などに基づき、地域生活支援の充実、自立支援と社会参加の促進、障がい児等への支援の充実など、障がいのある方もない方も、お互いを理解し尊重しあう地域社会の実現に取り組めます。

(3) 自殺対策の推進

「岡谷市自殺対策計画」に基づき、市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、『ともに支えあい、健やかに暮らせるまち』をめざし、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、生きることの促進要因への支援のほか、児童生徒のSOSの出し方に関する教育など、各種自殺対策施策の展開に努めます。

その実現のため、市民、地域、関係機関、民間団体、企業、学校、行政等が連携・協働し、地域全体で自殺対策に取り組めます。

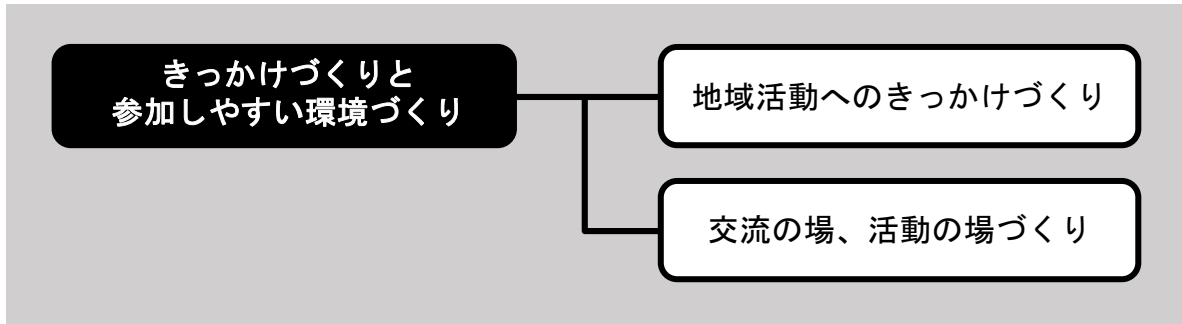
(4) 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス利用者から意見をお聞きしながら、サービス提供事業者にも質の向上の必要性や、改善に向けた取り組みなどの啓発を行うとともに、研修会等への参加要請を行うなど、職員の資質向上に努めます。

また、苦情解決の体制や気軽に利用しやすい相談窓口の充実にも努めます。

基本目標3 “参加・協働をひろげる” 仕組みづくりの推進

●主要施策1 きっかけづくりと参加しやすい環境づくり



○現状と課題

核家族化の進行などの社会情勢の変化にともない、近所づきあいや地域活動へのかかわりの希薄化がみられ、行政区への加入率の低下、各種団体の加入者数などの減少が懸念されています。

地域福祉を推進していくための第一歩は、地域のことに関心を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践していくことです。

市民アンケート調査結果では、約3割が地域活動やボランティア活動にかかわってみたいと思っていると答えており、多くの市民が気軽に地域活動や福祉活動に参加できる雰囲気づくりや、交流機会をふやしていくことが必要です。

本市では、地域活動の担い手として、多くの方がさまざまな活動、事業で活躍しています。

引き続き、より多くの方が参加できるよう、さまざまな活動情報の提供やきっかけづくり、さらには、多様な市民が集い、ふれあうことのできる交流の場、居場所づくりの推進に取り組む必要があります。

○施策の方向

(1) 地域活動へのきっかけづくり

参加しやすい地域内の行事や活動のきっかけとなるよう、区長会と連携しながら区への加入率向上に向けた取り組みを進めるほか、地域とのつながりや地域への関心が深められるよう、身近なところからのあいさつや声かけを呼びかけます。

また、地域住民の交流のきっかけとなるよう、地域のさまざまな活動やイベントなどの情報発信に取り組むとともに、地域活動への参加を促すため、既に導入しているインセンティブポイント制度*の普及や充実に努めます。

このほか、地域づくりを担う市民を養成する講座や教室などを積極的に開催し、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

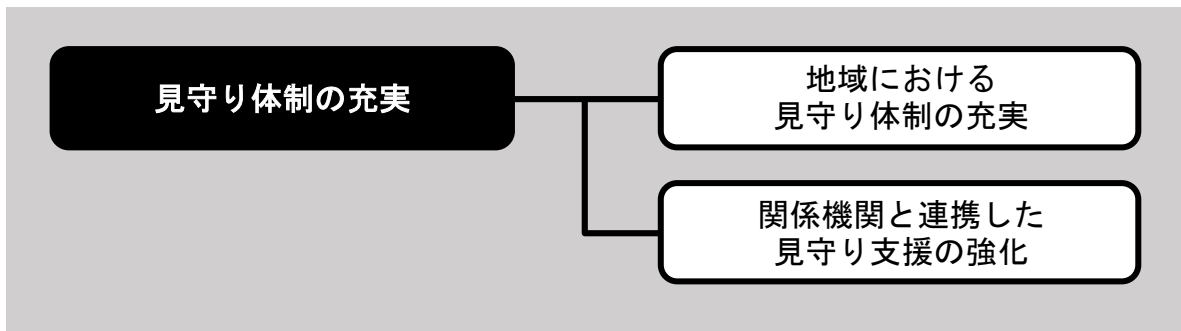
(2) 交流の場、活動の場づくり

地域住民が気軽に集まり、交流できる場として、各地区のコミュニティー施設や公民館などの既存施設を活用し、住民同士が支えあう住民主体の地域活動を支援します。

また、地域住民や関係団体等と協働や連携をしながら、子どもについては乳幼児親子ふれあい事業や放課後子どもの居場所づくり事業など、障がいのある方については岡谷市障害者福祉推進実行委員会が実施する事業など、また、高齢者については生きがいデイサービス事業や高齢者クラブ活動など、幅広い交流の場の活動を支援します。

このほか、地域住民同士の支えあいによる住民主体の活動となるサロンづくりや通いの場が、各地域で広がるよう仕組みづくりに取り組みます。

●主要施策2 見守り体制の充実



○現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行により、本市のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は増加し続けており、全世帯の2割以上が高齢者のみで生活しています。

また、子どもや若者が置かれている家庭環境もさまざまであり、家庭における児童虐待の件数も増加し続けているほか、知的障がい者や精神障がい者などが増加している状況にあります。

これら支援が必要な方々や、地域において課題を抱えている方を早期に発見し、早期に支援につなげるためには、地域住民等による気づきや、見守り活動が大きな役割を担っています。

支援を必要とする方が、住み慣れた地域で安全に安心して生活を継続できるよう、さらなる重層的な見守り体制の構築と強化が必要です。

こうした見守り活動は、これまで各区、民生児童委員、地域住民などが主体となっていて行っていますが、地域における見守り体制の充実と強化を図るためには、民間事業者などとの協働により新たな取り組みを展開する必要があります。

○施策の方向

(1) 地域における見守り体制の充実

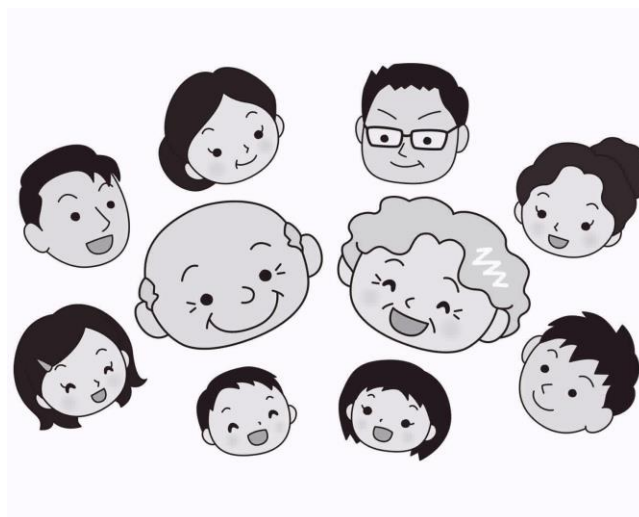
課題を抱える方の早期発見、早期支援につなげるとともに、日ごろからのさりげない見守り体制を充実させるため、引き続き、各区や地域住民、民生児童委員、見守り安心ネットワーク事業^{*}における見守り協力員などによる見守りを継続するとともに、岡谷市社会福祉協議会が設置する福祉推進員^{*}によるさらなる取り組みを促進します。

また、これら見守り等を行っている方を含め、広く地域住民に対し、異変を感じたときや虐待と思われるサインに気がついた際は、ためらわず連絡や通報をしてもらえるよう、周知と啓発に取り組みます。

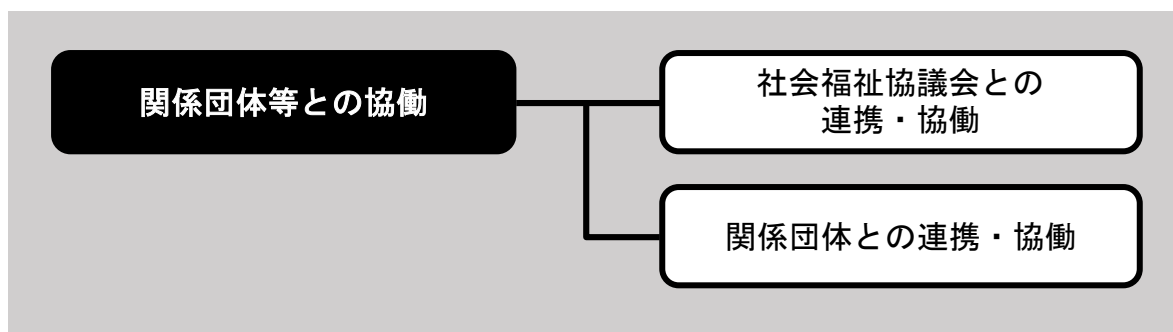
(2) 関係機関と連携した見守り支援の強化

高齢者などが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる地域づくりを推進するため、日常業務において高齢者宅を訪問したり、地域を巡回したりする機会が多い民間事業者等と協定を締結し、異変等に気がついた際に警察署や市に連絡する「あったか見守りネットワーク事業^{*}」の拡大に取り組みます。

また、各種福祉サービスにおいて、高齢者宅を訪問する福祉サービス事業者や民間事業者などに対しても、サービス提供の際に健康状態を確認するなど、より多くの方の目で支援を必要とする方の見守りを強化します。



●主要施策3 関係団体等との協働



○現状と課題

岡谷市社会福祉協議会は、本市の地域福祉を推進する核となる組織であり、地域力の強化をめざして、行政や各区、地区社会福祉協議会、ボランティア、企業など幅広い団体とネットワークを築き、つながりを強化し、地域の方々とともに考え、身近な地域における地域生活課題の把握や、それに対する助けあいと専門職との協働による生活支援を推進しています。

また、地域における福祉人材の育成支援や、活動を行っている団体、個人に対する支援を通じ、地域力を高め、その地域力を継続していくため事業を展開しています。

このほか、本市からおかや総合福祉センターの管理運営や岡谷市成年後見支援センターの運営、障がい者地域生活支援事業などを受託しているほか、介護保険事業や障がい福祉サービス事業などを実施しており、本市における福祉の拠点となっています。

このため、本市全体の地域福祉をともに推進する重要なパートナーとして、一層の協働・連携の強化が求められます。

さらに、本市の地域福祉の推進に向けて活動している主体は、岡谷市社会福祉協議会以外にも、福祉コミュニティ活動を推進している区、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、関係団体、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人など多岐にわたります。なかには、高齢化や加入者の減少により、活動の縮小を余儀なくされている団体もあり、担い手の育成や地域力の強化が課題となっています。

これらのさまざまな主体との連携を強化し、協働のもとで取り組みを展開するとともに、各主体の活動を支援していくことが、本市の地域福祉の向上のために必要です。

○施策の方向

(1) 社会福祉協議会との連携・協働

岡谷市社会福祉協議会は、行政とともに本市の地域福祉活動を推進する公共的な機関であり、地域における支えあいを推進するための中心的な組織であることから、それぞれの役割分担のもと、協働と連携を図りながら地域福祉を推進します。

また、岡谷市社会福祉協議会が主体で展開しているボランティア活動への支援、日常生活自立支援事業、金銭管理・財産保全サービス事業*、助けあい・生活福祉資金貸付事業*などが円滑かつ効果的に推進されるよう、協力と連携に努めるほか、社会福祉協議会の運営に対し支援を行います。

さらには、岡谷市社会福祉協議会が、地域における福祉活動の行動計画として策定する「岡谷市地域福祉活動計画」と相互連携を図り、地域福祉を推進するための共通の指針として本計画を位置づけ、車の両輪となり計画を推進します。

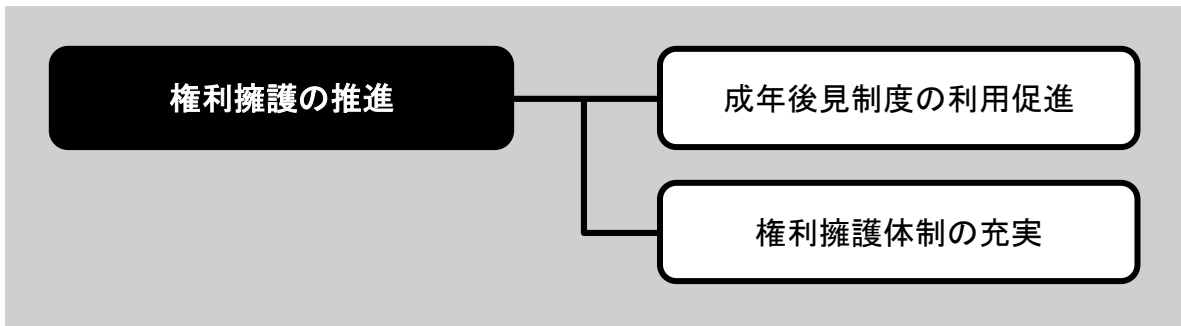
(2) 関係団体との連携・協働

社会福祉協議会のほか、地域では保護司をはじめとする更生保護関係団体、民生児童委員協議会、要保護児童対策地域協議会、赤十字奉仕団、人権擁護委員、遺族会、保健委員連合会など、多くの団体が地域活動や地域づくりに取り組んでいます。

引き続き、これら関係団体等との協働や連携を図り、既存のネットワークを縦横に結びながら、なお一層の地域福祉を推進するためのネットワークづくりに努めます。

基本目標4 “暮らしの安全・安心をまもる”環境づくりの推進

●主要施策1 権利擁護の推進



○現状と課題

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所が選任した成年後見人の支援を通じ、その方の権利を擁護する制度です。

市民アンケート調査では、制度を知っていると回答した方は約4割で、まだ認知度が低い状況がうかがえます。

本市では、平成31（2019）年4月に「岡谷市成年後見支援センター」を岡谷市社会福祉協議会内に開設し、社会福祉協議会により専門的な相談支援に取り組んでいますが、判断能力が不十分な方が財産管理などの援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、成年後見制度のさらなる周知、啓発および利用促進を図る必要があります。

また、児童虐待は、本市を含め全国的に増加傾向にあり、虐待防止は喫緊の課題となっています。関係機関との連携により、地域全体で子どもの虐待を防ぐ支援体制の強化が求められています。

加えて、高齢者や障がいのある方についても、これらの方の尊厳を守り、自立と社会参加を促進するため、虐待の防止や権利侵害の防止など、権利擁護のための取り組みを着実に推進する必要があります。

なお、成年後見制度の利用を促進するため、本市の基本方針や推進する施策をまとめた「岡谷市成年後見制度利用促進基本計画」を別に定めます。

○施策の方向

(1) 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方が、財産管理や身上監護などの援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、関係団体等と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、専門的な支援を行う拠点として設置した岡谷市成年後見支援センターの運営について、委託先である岡谷市社会福祉協議会とともに、適切な相談支援やサービス利用支援などの提供に努めます。

このほか、岡谷市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業などを通じて、福祉サービス等の利用援助や金銭管理などの援助にも取り組みます。

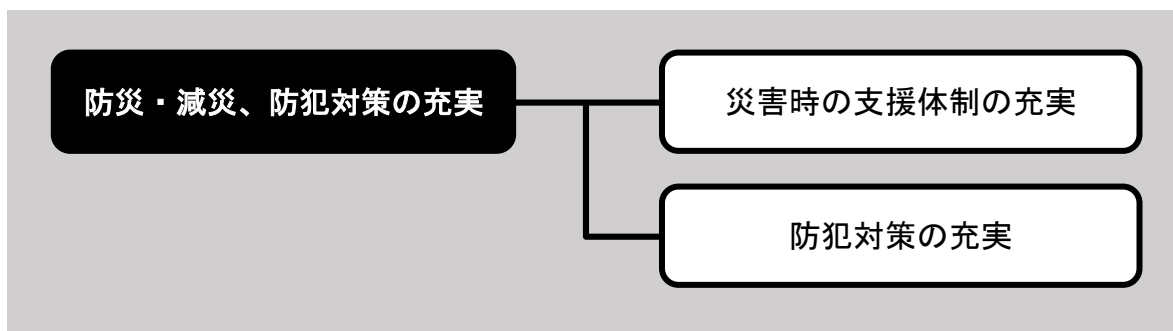
(2) 権利擁護体制の充実

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援により、児童虐待の発生予防に努めるほか、初期対応が迅速かつ的確に行われるよう、児童相談所や関係機関等との連携を強化し、児童の安全の確保に取り組みます。

また、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて、虐待を防止するとともに、権利侵害の防止や被害への対応を図るため、相談体制の充実等に取り組みます。

さらに、認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がいのある方に対する必要かつ合理的な配慮の提供の徹底を図るため、関係団体等とも連携を図りながら広報、啓発に努め、差別の解消に向け着実に取り組みを推進します。

●主要施策2 防災・減災、防犯対策の充実



○現状と課題

近年は、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。

本市においても、平成18（2006）年7月19日に発生した豪雨災害は、市民の生命や財産に甚大な被害をもたらし、過去に経験したことのない未曾有の災害となりました。

この災害の経験から、本市では、市民や事業者、行政がそれぞれの責務や役割を理解し、お互いが連携や協力をしながら災害に強い安全で安心なまちづくりをめざし、「岡谷市防災・減災基本条例」を制定し、災害に対する備えの充実と強化に取り組んでいます。

自らの身は自ら守る『自助』、向こう三軒両隣が自発的に助けあう『互助』、自分たちの地域は自分たちで守り地域のみんなとともに支えあう『共助』、行政が市民を支援する『公助』の考え方を基本に、より一層、防災・減災に取り組むことが重要です。

また、振り込め詐欺等の日常生活を脅かす犯罪や消費者被害等から市民を守るための取り組みも必要となっています。

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、防犯に関する知識を身につけ、みずから防犯対策を実践することが重要であるため、犯罪防止に向けた普及や啓発、関係機関との連携強化、連絡相談体制の整備等の推進が求められています。

さらには、地域住民による防犯活動や、地域ぐるみによる防犯の取り組みへの支援を一層充実させる必要があります。

なお、安全で安心な明るいまちづくりを推進するため、本市の基本目標や具体的な施策をまとめた「岡谷市再犯防止推進計画」を別に定めます。

○施策の方向

(1) 災害時の支援体制の充実

災害時や緊急時に要配慮者の避難や安否確認が迅速で確実にできるよう、避難行動要支援者の名簿整備や登録勧奨、「災害時住民支え合いマップ」の作成を促進するなど、地域住民と行政、関係機関との連携強化に努め、地域住民がともに助けあい、支えあう地域の防災力、減災力の充実と強化を図ります。

なお、避難行動要支援者登録の勧奨にあたっては、区や民生児童委員、地区社会福祉協議会などとの協働により、個別計画の申請率および策定率の向上に努めるほか、災害発生時など、一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活できる福祉避難所について、迅速かつ円滑に開設や運営ができるよう、協定を結ぶ施設や地域と連携訓練を実施するなど、一層の連携を図るとともに、有事の際に適切に情報伝達ができるよう、さまざまなツールを活用し、情報提供の充実を図ります。

このほか、岡谷市消防団、岡谷市防火協会、自主防災組織などとも協働して、火災予防と防火思想の普及啓発に努めます。

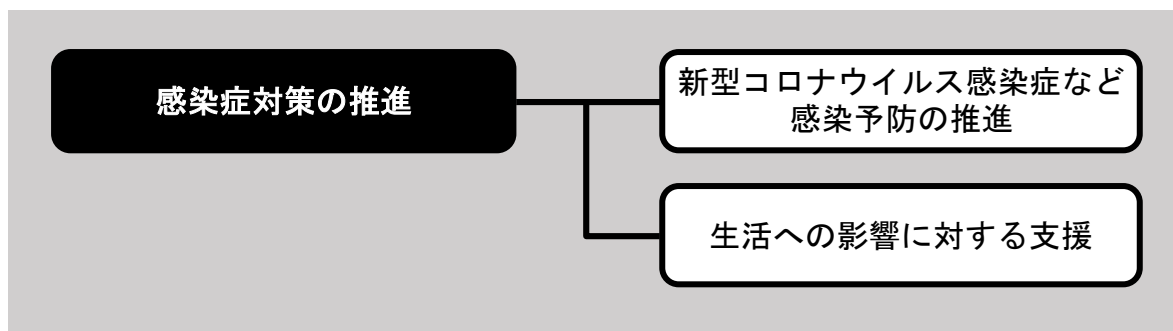
(2) 防犯対策の充実

障がい者や高齢者を狙った特殊詐欺や訪問販売、電話勧誘販売などの悪質商法の被害に巻き込まれることを防ぐため、広報やチラシ配布などを通じて自主防犯意識の向上に努めます。

また、岡谷市防犯協会連合会や警察などの関係機関等と連携を図り、見守り活動などを通じて情報収集と情報提供を強化し、事件発生の未然防止に努めるとともに、巻き込まれたときの問題解決のための相談体制の充実に努めます。

このほか、関係機関、団体等と連携し、交通事故防止の啓発活動や交通安全教育など学習機会の充実を図るとともに、交通安全運動などを通じて交通安全思想の普及向上にも努めます。

●主要施策3 感染症対策の推進



○現状と課題

令和2（2020）年1月に、国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで感染者数が増加し、令和2（2020）年4月に全都道府県を対象とする緊急事態宣言が発出され、市民の生活様式は大きく変化しました。

その後も、連日、全国で新たな感染者が報告されるなど、収束はまだ見通せない状況が続いています。

今後も、新型コロナウイルスとの共存を図るため、新しい生活様式の実践を徹底するとともに、だれもが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、感染者等の気持ちに寄り添うことができる地域づくりを推進する必要があります。

さらには、感染拡大への備えを進めるため、医療提供体制の充実や検査体制の拡充など、市としても長野県や医療機関等に対し、できる限りの協力を努める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症により、市民の社会活動や経済活動は大きな影響を受けていることから、市民の生活を守るため、感染防止対策と社会経済活動を両立させる取り組みを進めることが求められています。

○施策の方向

(1) 新型コロナウイルス感染症など感染予防の推進

ワクチンや抗ウイルス薬が実用化され、一定の収束を見るまでの間、新型コロナウイルスとの共存を図るため、「密閉、密集、密接の3密」の回避、身体的距離の確保、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行など基本的な感染予防の実践や、「新しい生活様式」の定着を推進します。

このほか、さまざまな感染症に対する予防の重要性や正しい情報を関係機関と連携して提供し、知識の普及啓発に努めるとともに、感染症の発生と蔓延防止のため、予防接種率の向上に取り組みます。

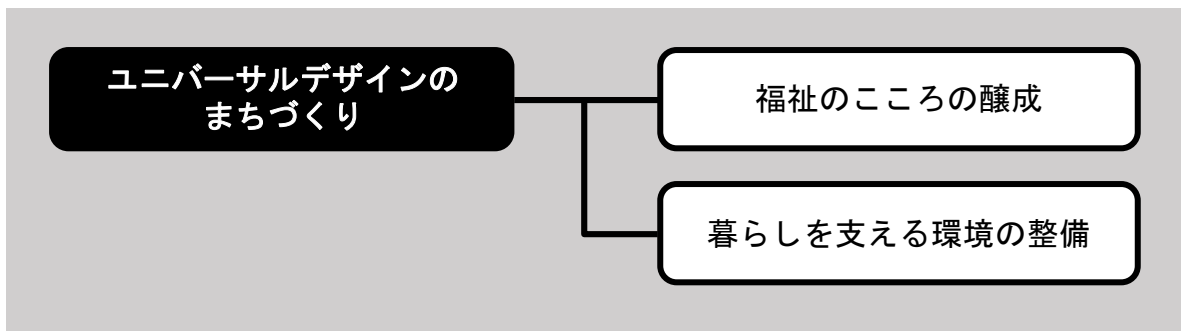
(2) 生活への影響に対する支援

新型コロナウイルス感染症により、市民生活や地域経済はこれまでに例のない極めて深刻な影響を受けていることから、国や県、市、社会福祉協議会などが実施するさまざまな支援策の情報提供や周知、利用促進に努めるとともに、効果的な施策を継続的かつバランスよく展開し、市民の命と生活を守り支えていきます。

また、感染の影響が長期化し、日常生活に不安を抱える方からの相談や、職を失うなど経済的に困窮された方の相談が増加していることから、社会福祉協議会と連携しながら、さまざまな制度や支援策により、生活実態に寄り添った、きめ細かな支援に取り組みます。

さらには、新型コロナウイルス感染者などに対する差別や誹謗中傷は、人権侵害にあたり決して許されるものではないことから、人権に配慮した適切な行動を呼びかけます。

●主要施策4 ユニバーサルデザインのまちづくり



○現状と課題

地域における支えあいや助けあいの取り組みが推進されるためには、お互いにやさしさや、思いやりの福祉のこころをはぐくむことが大切であり、幼児教育から学校教育、社会教育まで、あらゆる機会を捉えて、地域住民への地域福祉に対する意識の醸成を図る必要があります。

また、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進するには、偏見や差別などを排除し、分け隔てのない「こころのバリアフリー化」を図ることが大切です。

啓発活動等を通じて、こころのバリアを取り除くための環境づくりや、ノーマライゼーションのさらなる普及と定着が求められています。

このほか、年齢や障がいの有無等にかかわらず、すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、生活環境を整備することが重要です。

だれもが気軽に外出でき、地域で活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を活かした地域づくりを進める必要があります。

このハード面とソフト面の両面から、物にもこころにもバリアのないまちづくりを進めていくことが重要です。

○施策の方向

(1) 福祉のこころの醸成

本市では『岡谷市民憲章』において、「あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります」を掲げ、だれもが等しく基本的人権が保障され、人間らしく幸せに生活できるよう、市民一人ひとりが人権意識を高めるための努力を重ねてきています。

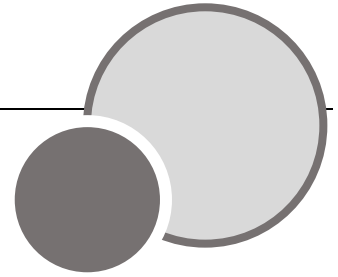
引き続き、学校教育と連携しながら「心のバリアフリー教育」を推進するとともに、全市民が偏見や差別意識を取り除き、だれもが個人として尊重される存在であることを認めあえるよう、やさしさや思いやりの“こころ”の醸成や、ノーマライゼーションのさらなる普及と定着に取り組みます。

(2) 暮らしを支える環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」などに基づき、公共施設については、スロープまたはエレベーターの設置などに配慮した設計や施工に努めるほか、道路環境については、安全に通行できる歩行者環境の整備を推進します。

また、すべての市民が、年齢、障がいの有無、性別、国籍、人種などの違いにかかわらず、住み慣れた地域で安全で安心な生活が送れるよう、公共施設や公共交通などの生活環境の各分野にユニバーサルデザインの普及を図り、ノンステップバスの導入や多目的トイレの整備を促進するとともに、信州パーキング・パーミット制度[※]の周知拡大などの環境整備を推進し、だれもが暮らしやすいまちづくりに努めます。





本計画の推進にあたって、関係する各課、機関、団体等との密接な連携を図りながら、総合的、効果的な施策の推進を図ります。

1. 庁内推進体制の整備

本計画は、すべての市民が住み慣れた地域において、安全で安心に、また、健康で生きがいを持って暮らすことができる地域共生社会の実現をめざしています。その範囲は、保健、医療、福祉から教育、労働、環境、都市、防犯、防災など、行政全般にわたっています。

このため、地域福祉の範囲を超えて施策の総合的な展開を図る必要があることから、より一層、関係部課間の連絡調整や連絡強化を図りながら、全庁的な推進体制の整備と充実に努めます。

また、国や長野県の動向にも注視しながら、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2. 社会福祉協議会等との協働による推進

本市の地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会をはじめ、地域におけるさまざまな主体との役割分担のもと、基本目標3 主要施策3に位置づけた「関係団体との協働」のとおり、連携を強化し、協働を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

3. 計画の点検・評価

本計画に基づき、各種施策を計画的に推進するとともに、行政評価システム等を活用し、施策ごとに計画の点検・評価を行います。

また、市民の代表や保健、福祉、医療等の関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、計画の進捗状況や事業成果などについて検証し、計画推進へ反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。

なお、点検・評価の結果については、広く市民に公表します。

○用語解説

計画本文中に*印がついた用語の解説

2P 持続可能な開発目標（SDGs）

国連サミットで採択された、社会、経済、環境面における「持続可能な開発」をめざす、先進国も途上国も含めた国際社会共通の目標。

本計画における目標は次のとおり。



19P 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうちで、判断能力が不十分な方が住み慣れた地域や自宅において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助等を行なうもの。

25P 8050問題

80代の親が収入のない50代の子どもの生活を支え、生活が立ち行かなくなる深刻な課題を抱える世帯が増加している問題。背景に、家族や本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立がある。

27P ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

27P ノーマライゼーション

高齢者も障がいのある方も、だれもが通常（ノーマル）の生活が送れるようにしようとする考え方。互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざすもの。

30P 男女共同参画おかやプランVI

男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画の推進に関する市町村行動計画。現在のプランVIは令和2年度から6年度までの5か年計画。

32P 岡谷市地域福祉ネットワーク会議

地域福祉の充実に向け、各地区の地域活動の運営方法や課題等を共有し、ともに解決していく体制整備と機能強化を図るため、区長、サポートセンター長、地区社会福祉協議会長で組織する会議。

34P ふれあいたいむ

小中学校の児童生徒が登下校する時間帯に、地域住民が散歩やジョギング、買い物など屋外活動をしなが、また、事業所や商店での活動をしなが、子どもたちの安全と安心を見守る事業。

35P 重層的支援体制整備事業

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

42P インセンティブポイント制度

民間で言う、個人やチームの日々の成果や評価に対して、会社、上司または同僚からポイントが付与される制度。本市では、市民が主体的に健康づくりの実践などに取り組むきっかけとなるよう、健康ポイント事業として、各種健(検)診の受診者等にOkaya Payポイントを付与している。

44P 見守り安心ネットワーク事業

援護等が必要な高齢者宅を地域ぐるみであたたかく見守ることを目的に、近隣の方に見守り協力員となってもらい、要援護高齢者に異変等があった場合、担当の民生委員へ連絡する事業。

44P 福祉推進員

市民が、自分の暮らす地域において「支えあいの地域づくり」を推進することを目的に、社会福祉協議会が設置しているボランティア。

44P あったか見守りネットワーク事業

日常業務で地域を巡回する機会が多い民間事業者と連携し、異変等に気づいたときに市や警察署に連絡してもらうことで、地域全体で高齢者等を見守る事業。

46P 金銭管理・財産保全サービス事業

判断能力はあるが、移動が困難等の理由により、金銭の管理や財産の保全が十分ではない高齢者や障がい者を対象に、社会福祉協議会が福祉サービス利用料や公共料金の支払い等の日常的な金銭管理サービス、通帳、印鑑、証書類の預かりサービスを行うもの。

46P 助け合い・生活福祉資金貸付事業

社会福祉協議会が行う生活費や医療費の一時立替金による応急援護の貸付や、所得の少ない方へ経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るための資金の貸付事業。

54P 信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗など、さまざまな施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用してもらうため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、長野県内共通の利用証を長野県が交付する制度。

○岡谷市地域福祉支援会議 設置要綱

平成18年3月28日
／市／教育委員会／告示第2号
改正 平成18年4月28日市教委告示第3号
平成19年3月27日／告示第2号／教委告示第2号／
平成20年3月31日／告示第1号／教委告示第1号／
平成21年3月23日／告示第1号／教委告示第1号／
平成23年3月29日／告示第1号／教委告示第1号／
平成31年3月19日／告示第1号／教委告示第1号／
令和2年2月25日／告示第1号／教委告示第1号／

(設置)

第1条 広く市民から地域福祉及び保健福祉に関する意見、提言を聴取し、乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健康でいきいきと安心して暮らせる福祉都市の実現を図るため、岡谷市地域福祉支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援会議は、次の事項について意見、提言を行う。

- (1) 岡谷市障がい者福祉計画、岡谷市障がい福祉計画及び岡谷市障がい児福祉計画の策定、点検、評価等
- (2) 岡谷市高齢者福祉計画の策定、点検、評価等
- (3) 岡谷市子ども・若者育成支援計画の策定、点検、評価等
- (4) 岡谷市地域福祉計画の策定、点検、評価等
- (5) 市における介護保険の点検、評価等
- (6) 岡谷市地域包括支援センターの運営に関する事項
- (7) 地域福祉及び保健福祉の施策に関する事項
(平成18市教委告示3・平成19／告示2／教委告示2／・平成21／告示1／教委告示1／・平成31／告示1／教委告示1／・一部改正・令和2／告示1／教委告示1／・一部改正)

(組織)

第3条 支援会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉及び医療の関係団体の代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般公募者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議は、会長が招集し、会長が座長となる。

- 2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 支援会議は、特に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項の目的を達成するために部会を設置する。

- 2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部員の互選により定める。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課が行う。

(平成20/告示1/教委告示1/・平成23/告示1/教委告示1/・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年市教委告示第3号)

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年/告示第2号/教委告示第2号/)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年/告示第1号/教委告示第1号/)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年/告示第1号/教委告示第1号/)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年/告示第1号/教委告示第1号/)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年/告示第1号/教委告示第1号/)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年/告示第1号/教委告示第1号/)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

○岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

(任期 令和2年7月4日～令和4年7月3日)

会 長 中田 富雄

副会長 林 由美子

1 保健、福祉及び医療の関係団体の代表 16名

氏 名	所 属 団 体 等
今井 功	岡谷市区長会副会長（今井区長）
中田 富雄	岡谷市社会福祉協議会会長
宮坂 昭男	岡谷市地区社会福祉協議会会長会会長
林 由美子	岡谷市民生児童委員協議会副会長
花岡健一郎	岡谷市高齢者クラブ連合会会長
西山 聡美	岡谷市女性団体連絡協議会理事（岡谷子ども劇場代表）
今井 兼光	岡谷市連合壮年会副会長
山岡 創	岡谷下諏訪歯科医師会地域保健部担当理事
齋藤 博子	岡谷市保健委員連合会会長
花岡 毅	岡谷BBS会副会長
大和 邦彦	岡谷市身体障害者福祉協会会長
橋爪 誠	ひだまり作業所所長
柳澤 貴彦	岡谷商工会議所青年部副部長
古澤 幸子	おかやボランティア連絡協議会副会長
上條 國男	諏訪広域連合介護保険委員会委員
大和 洋平	

2 識見を有する者 3名

天野 直二	岡谷市病院事業管理者
井口 光世	医療法人研成会理事長
林 義明	エコファおかや事業所長

3 一般公募 2名

米田 正氣	一般公募
小嶋 恵美	

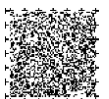
○岡谷市福祉関係 5 計画策定の経過

令和元年 11 月 28 日 ～12 月 20 日	市民アンケート調査回収 1 地域福祉に関する調査 484 人／1,200 人 (40.3%) 2 高齢者福祉に関する調査 552 人／1,000 人 (55.2%) 3 障がい者福祉に関する調査 384 人／800 人 (48.0%)
令和 2 年 7 月 13 日	第 1 回岡谷市地域福祉支援会議 第 1 回高齢者福祉計画部会・第 1 回障がい者福祉計画部会
9 月 2 日	第 1 回地域福祉計画部会
10 月 19 日	第 2 回地域福祉計画部会
10 月 22 日	第 2 回障がい者福祉計画部会
10 月 29 日	第 2 回高齢者福祉計画部会
11 月 24 日	第 3 回地域福祉計画部会
12 月 2 日	第 3 回障がい者福祉計画部会
12 月 4 日	第 3 回高齢者福祉計画部会
12 月 16 日	第 4 回地域福祉計画部会
12 月 21 日 ～令和 3 年 1 月 8 日	パブリックコメント
1 月 14 日	岡谷市地域福祉計画等策定委員会〔庁内組織〕 (素案検討)
1 月 18 日	第 2 回岡谷市地域福祉支援会議 (市長へ計画案提出)
2 月 1 日	岡谷市行政管理委員会〔庁内組織〕 (計画決定)
3 月 8 日	岡谷市議会社会委員会へ報告

岡谷市成年後見制度 利用促進基本計画

2021年度～2026年度

長野県岡谷市



Uni-Voice

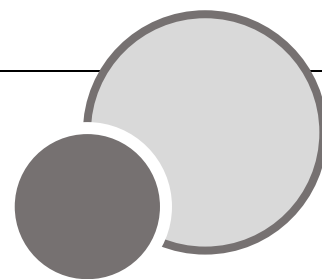
《音声コード Uni-Voice》

記録された情報を専用の装置で読み取れる二次元コードです。

「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」のほか、「Uni-Voice」のアプリ（無料）をインストールしたスマートフォン等で読み上げができます。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	68
1. 計画策定の背景	68
2. 計画の位置づけ	68
3. 計画の期間	68
第2章 本市の状況等と基本方針	69
1. 各種統計	69
2. 本市の取り組み状況と課題	71
3. 基本方針	72
第3章 推進する施策	73
1. 成年後見制度の理解促進と要支援者への早期対応	73
2. 利用しやすい成年後見制度の運用	74
3. 地域連携ネットワークの構築と担い手の確保	75
第4章 計画の推進	76
1. 庁内推進体制の整備	76
2. 社会福祉協議会等との協働による推進	76
3. 計画の点検・評価	76



1. 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活や財産管理などに支障がある方を社会全体で支えあうための制度として、平成12(2000)年から始まりました。

その後、国において、平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、さらに平成29(2017)年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

これにともない、市町村は国の利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

今後、本市においては、高齢化の進行や家族形態の変容から、権利擁護の取り組みや成年後見制度利用の必要性がさらに高まっていくものと予想されます。

このため、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、「岡谷市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

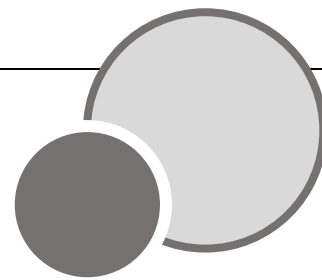
2. 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に規定する、市町村が講ずる措置となる基本的な計画です。

策定にあたっては、福祉分野の上位計画となる「第4次岡谷市地域福祉計画」と一体的に策定し、取り組みを推進するとともに、「第9次岡谷市高齢者福祉計画」、「第5次岡谷市障がい者福祉計画」との整合を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「第4次岡谷市地域福祉計画」とあわせ、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6か年とします。



1. 各種統計

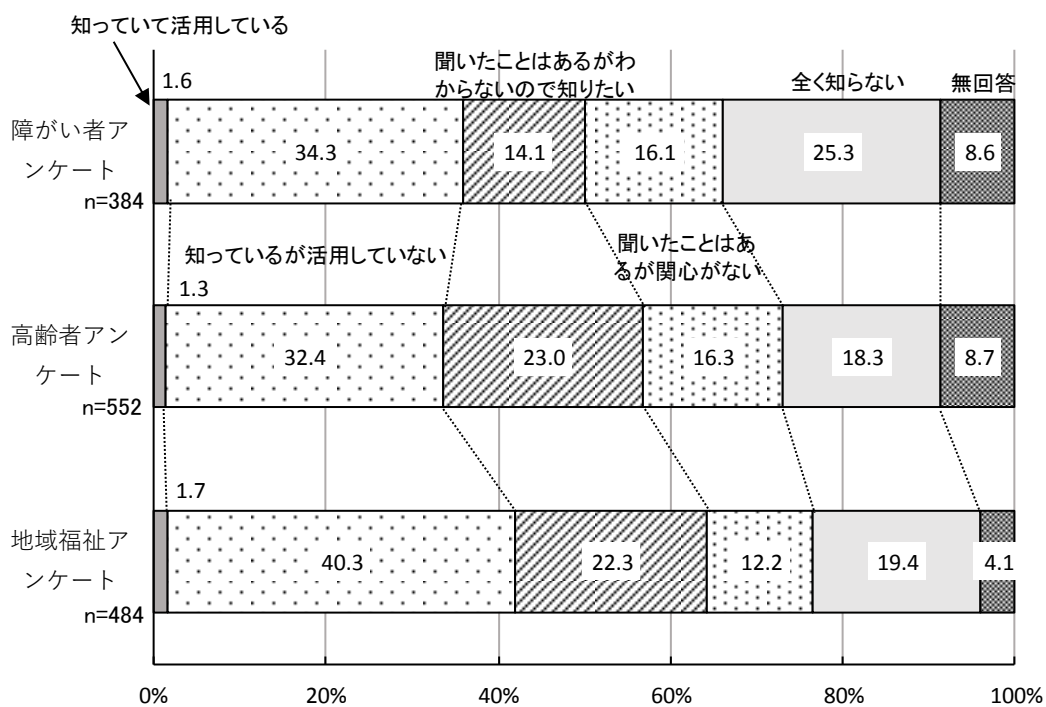
(1) 成年後見制度の認知度

令和元（2019）年に実施した、18歳以上の市民を対象とした「地域福祉に関する調査」、65歳以上の市民を対象とした「高齢者福祉に関する調査」、障がい者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの市民等を対象とした「障がい者福祉に関する調査」において、それぞれ成年後見制度の認知度をお聞きしました。

制度を知っていると回答した方は、3割から4割程度であり、認知度は低い状況がうかがえます。

成年後見制度を多くの市民の方に理解してもらえるよう、より一層の周知と啓発が必要です。

図1 成年後見制度の認知度



資料: 岡谷市 アンケート調査

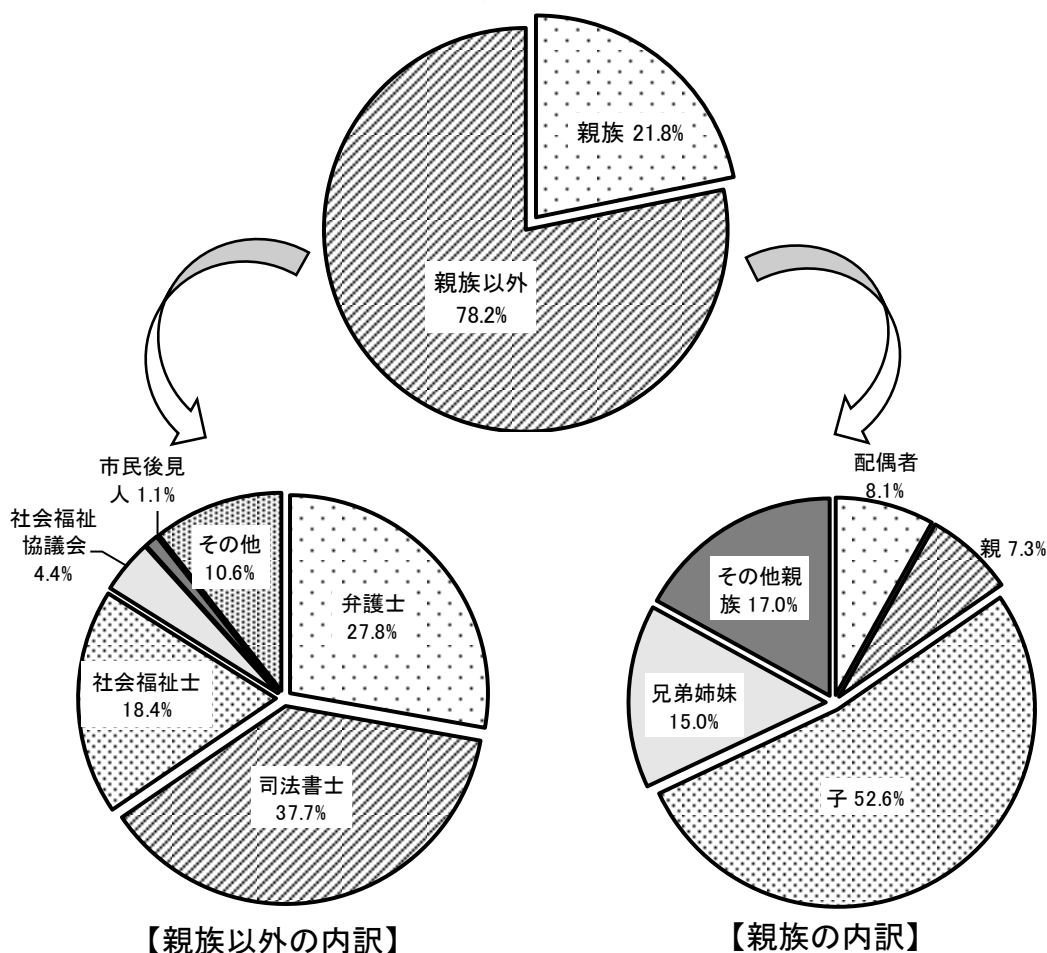
(2) 成年後見人の選任状況

家庭裁判所は、親族がいる多くの場合は親族を後見人に選出しますが、一方で、身寄りがいない方や親族であると問題が生じる恐れが強い場合は、弁護士や司法書士などの法律の専門家や社会福祉士などを選出します。

図2のとおり、全国における成年後見人の選任状況は、親族の割合が2割ほどまで減少し、親族以外の第三者後見人が必要不可欠な状況となっています。

しかしながら、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職がすべてを担うことは難しく、成年後見制度へのニーズが高まる中で、成年後見人等の担い手の確保が今後の課題となっています。

図2 成年後見人等と本人の関係



資料:法務省公表資料(H31.1月~R元.12月)

(3) 諏訪地方の成年後見制度の利用者数

諏訪地方の成年後見制度の利用者数は、図3のとおりで、高齢者や障がいのある方の人数に比べると、広く利用されている状況にはないと思われます。

また、本市の利用者数は、他の諏訪地方の自治体と比べ、人口規模からは相対的に少ない状況にあります。拠点となる岡谷市成年後見支援センターが開設されたのが平成31(2019)年4月であることも要因として考えられます。

図3 諏訪地方の成年後見制度利用者数

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
岡谷市	35件	7件	1件	2件	45件
諏訪市	47件	5件	1件	1件	54件
茅野市	69件	9件	1件	0件	79件
下諏訪町	21件	1件	3件	1件	26件
富士見町	17件	2件	0件	0件	19件
原村	8件	2件	0件	0件	10件
合計	197件	26件	6件	4件	233件

資料:長野県家庭裁判所諏訪支部資料(R元.12.31現在)

2. 本市の取り組み状況と課題

本市では、高齢者福祉と障がい者福祉それぞれの担当が中心となり、専門職や関係機関と協力しながら、権利擁護や成年後見制度を推進してきました。

認知症、知的障がい、精神障がいの方が増加傾向にある中、比例して判断能力が不十分な状態にある方の増加にともない、成年後見制度の利用ニーズの拡大が見込まれます。

このため、それらの方々が地域で安心した生活を送れるよう、早期に権利擁護や成年後見ニーズに対応し、総合調整機能を担うセンターの設置に向けて取り組み、平成31(2019)年4月より「岡谷市成年後見支援センター」を岡谷市社会福祉協議会内に開設しました。

市からの委託事業として、岡谷市社会福祉協議会が運営していますが、専門職を複数名配置し、社会福祉協議会の事業である「日常生活自立支援事業」などと連携を図りながら、相談支援や権利擁護事業の利用支援に対応しています。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士など有識者を含む8名で構成する「岡谷市成年後見支援センター運営委員会」*を設置し、定期的に会議を開催し、運営状況の報告や困難ケースの対応検討、意見交換等を行いながら、支援に努めています。

このような中、課題としては、成年後見制度や権利擁護支援が広く市民に理解されておらず、より一層の理解と啓発、利用しやすさに取り組む必要があります。

また、複雑化・複合化した課題を抱える方も多いことから、本人や後見人等を取り巻く関係者や関係団体との連携やネットワークの強化が必要となります。

さらには、第三者後見人が8割を占める中、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が、拡大が見込まれる利用ニーズすべてに対応することは難しいことから、

広域圏での受任調整の検討、担い手の確保や拡大に向けた取り組みを推進する必要があります。

3. 基本方針

本市の取り組み状況や課題とともに、国の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、「第4次岡谷市地域福祉計画」における基本理念である『みんなが結びつき支えあい重なる 共生のまちをめざして』に基づき、次の3つの基本方針を掲げ、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護を支援していきます。

(1) 成年後見制度の理解促進と要支援者への早期対応

成年後見制度の理解を促進するため、関係団体や関係機関と連携し、市民に対する制度や相談体制などの周知と啓発を推進します。

また、成年後見制度の利用が必要な方の早期発見と早期支援に取り組めます。

(2) 利用しやすい成年後見制度の運用

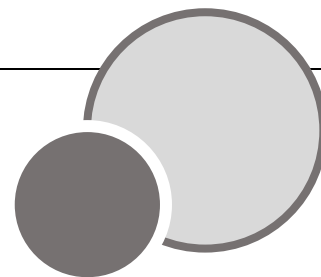
制度や手続きの相談のみならず、専門家や関係機関と連携し、支援が必要な方の一人ひとりの意思に寄り添った相談機能の充実と、拠点である岡谷市成年後見支援センターの充実に取り組めます。

また、さまざまな理由により成年後見制度の申立てが困難な方に対する申立て支援などに取り組めます。

(3) 地域連携ネットワークの構築と担い手の確保

成年後見制度の利用促進に向け、関係団体などとの連携や協働による地域連携ネットワークの構築を推進します。

また、地域連携ネットワークの核となる中核機関^{*}の設置に向けて取り組み、近隣市町村、社会福祉協議会などと協議を行いながら、ネットワーク機能を活かし、担い手確保に努めます。



1. 成年後見制度の理解促進と要支援者への早期対応

(1) 制度の広報・啓発

制度の周知と啓発に向け岡谷市社会福祉協議会と連携し、広報誌やホームページによる広報のほか、啓発パンフレットの配布、学習会の開催等により、広く地域住民などへの周知を図り、成年後見制度に関する理解を広め、支援が必要な方が適正に利用できるよう普及啓発に取り組みます。

あわせて、専門的な支援の拠点である岡谷市成年後見支援センターや、市の相談窓口の周知に努め、円滑な制度利用を促進します。

(2) 利用が必要な方の早期発見と早期支援

成年後見制度の利用が必要な方の早期発見につなげるため、判断能力が不十分な方に接する機会が多い介護サービスや障がい福祉サービス関係者、相談支援員、民生児童委員などの関係者に制度の理解を深めてもらい、相談窓口を紹介するなど、相談機関とのパイプ役として活躍してもらえるよう働きかけを行います。

また、各相談窓口においては、利用が必要な方を早期に発見、把握し、ニーズに合った適切な支援により、権利や利益を守ります。

2. 利用しやすい成年後見制度の運用

(1) 成年後見支援センターの機能の充実

岡谷市成年後見支援センターは、本市における成年後見制度の総合相談窓口として、本人や親族のほか、介護・障がい福祉サービス事業所をはじめ関係機関等からの成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申立て手続きについての案内や助言、法人後見の受任調整などに取り組んでいます。

運営主体である社会福祉協議会や、同センターが設置している運営委員会^{*}と連携を図りながら、市民が安心して相談でき、円滑に制度が利用できるよう機能の充実に努めるとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業や金銭管理や財産保全サービスとの接続性を図るなど、総合的な支援体制のもと適切な支援を推進します。

(2) 利用しやすい取り組みの推進

成年後見制度を利用したくても、みずから申し立てることが困難であったり、申立ての経費や報酬を負担できなかつたりなどの理由により制度を利用できなかった方に対して、引き続き、成年後見制度利用支援事業により申立ての支援や助成等に取り組むほか、身近に申し立てる親族がいない方に対しては、市長申立てにより適切に制度利用につなげます。

また、相談支援にあたっては、市や社会福祉協議会が連携して、成年後見制度のほか、日常生活自立支援事業やその他の行政サービスを含め、総合的な支援に取り組みます。

※運営委員会とは…

岡谷市成年後見支援センターの運営にあたり、公平かつ適切に業務を遂行するため、「岡谷市成年後見支援センター運営委員会」を設置しています。

委員は成年後見の三士会と言われる、弁護士、司法書士、社会福祉士をはじめ、行政書士や介護・障がい福祉サービス事業所、市、社会福祉協議会の代表者の計8名で組織しています。

役割は、相談における困難事例の検討および助言に関すること、法人後見受任の適否に関すること、法人後見業務に対する指導および助言など、専門的な協議のほか、センターの運営方針や事業管理、運営管理、内部監査なども担っています。

3. 地域連携ネットワークの構築と担い手の確保

(1) 地域連携ネットワークの構築

権利擁護などの支援が必要な方を適切に福祉サービス等につなげていくためには、関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制を築くことが重要です。

支援が必要な方の早期発見や早期支援、早期の段階からの相談対応体制の整備、意思決定支援や身上監護を重視した支援体制を確かなものとするため、関係者による協議会を開催するなど、既存の連携体制をさらに強化したネットワークの構築に取り組みます。

(2) 担い手の確保

高齢化や家族形態の変容などにより成年後見制度の利用を必要とする方の増加が見込まれる中、成年後見人等の多くは弁護士や司法書士などの専門職が受任していますが、地域の専門職の人材にも限りがあり、今後、成年後見人等を担う方の数は十分とは言えません。

このため、社会福祉協議会による法人後見受任の取り組みの充実を図るとともに、広域的な受任調整や市民後見人の養成など、新たな担い手の確保に向けた取り組みの推進に努めます。

(3) 中核機関の設置に向けた検討

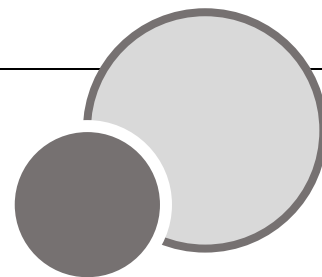
地域の連携体制の充実を図るためには、中核機関*を中心とした地域連携ネットワークを早期に構築し、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりが必要です。

成年後見人等を担う専門職や法人の確保、また、新たな担い手となる市民後見人の養成など、共通する喫緊の課題に対応するため、諏訪地域の行政や社会福祉協議会、関係機関が連携し、中核機関の設置や体制整備に関する検討を進めます。

※中核機関とは…

国の成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのため、市町村に対して、制度の広報、制度利用の相談、制度利用の促進、後見人支援等の機能の整備などを担う『中核機関』の設置と運営に努めるよう規定がされています。

諏訪6市町村では、行政や社会福祉協議会、関係機関が連携し設置について検討を進めています。



1. 庁内推進体制の整備

本計画は、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、成年後見制度の利用を促進するための計画となります。

このため、庁内のさまざまな相談窓口で把握した市民の課題を適切に支援につなぐことができるよう、より一層、関係部課間の連絡調整や連絡強化を図りながら、全庁的な推進体制の整備と充実に努めます。

また、国や長野県の動向にも注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2. 社会福祉協議会等との協働による推進

岡谷市成年後見支援センターを運営する社会福祉協議会をはじめ、家庭裁判所や専門職団体など、さまざまな主体との連携を強化し、協働のもとで、ひとりの人としての尊厳と権利が守られる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

3. 計画の点検・評価

本計画に基づき、各種施策を計画的に推進するとともに、行政評価システム等を活用し、施策ごとに計画の点検・評価を行います。

また、「岡谷市成年後見支援センター運営委員会」のほか、市民の代表や保健、福祉、医療等の関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、計画の進捗状況や事業成果などについて検証し、計画推進へ反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。

岡谷市再犯防止推進計画

2021年度～2026年度

長野県岡谷市



Uni-Voice

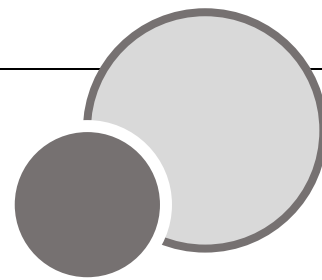
目 次

第1章 計画の基本的な考え方	81
1. 計画策定の背景	81
2. 計画の位置づけ	81
3. 計画の期間	81
第2章 地域における現状と取り組み方針	82
1. 各種統計	82
2. 取り組み方針	86
第3章 推進する施策	88
1. 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進	88
2. 生活を支える基盤としての就労・住居の確保	89
3. 暮らしの安心を支える保健・医療・福祉サービスの充実	90
4. 学校・家庭・地域が連携した非行防止の取り組みの推進	91
5. 民間協力者の更生保護活動と、広報・啓発活動の推進	92
第4章 計画の推進	93
1. 庁内推進体制の整備	93
2. 関係機関・団体等との協働による推進	93
3. 計画の点検・評価	93
資料編 ～ 岡谷市における更生保護活動 ～	94

《音声コード Uni-Voice》

記録された情報を専用の装置で読み取れる二次元コードです。

「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」のほか、「Uni-Voice」のアプリ（無料）をインストールしたスマートフォン等で読み上げができます。



1. 計画策定の背景

犯罪をめぐる社会情勢は、刑法犯の検挙人数そのものが全国的に年々減少してきている一方で、検挙者に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は増加傾向にあります。このことから、犯罪を減らすために、再犯の防止が重要な取り組みとして認識されるようになりました。

犯罪や非行をした人の中には、さまざまな生きづらさや社会復帰を妨げる課題を抱えている例が見受けられます。再び犯罪に手を染めることを防ぐため、地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境を整えることが必要です。

このような背景を踏まえ、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行され、平成29（2017）年12月には国としての再犯防止推進計画が閣議決定されました。これにともない、市町村においても地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとなりました。

再犯防止のためには、刑事司法関係機関による取り組みだけでなく、国、地方公共団体、民間協力者等が緊密に連携や協力を図り、保健、医療、福祉などの各種サービスを組み合わせ、息の長い支援を実施することが求められます。

このため、本市では、住み慣れた地域でだれもが互いを尊重し、支えあう共生社会の実現を推進し、安全で安心した生活を送ることができるよう、「岡谷市再犯防止推進計画」を新たに策定するものです。

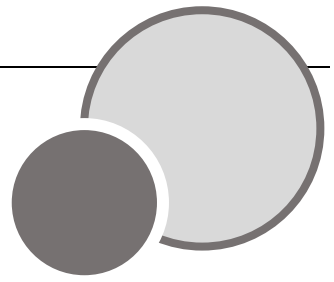
2. 計画の位置づけ

本計画は、安全で安心な地域社会づくりをめざす本市のさまざまな取り組みを、再犯防止推進の観点からまとめたもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけます。

策定にあたっては、福祉分野の上位計画となる「第4次岡谷市地域福祉計画」と一体的に策定し、取り組みを推進します。

3. 計画の期間

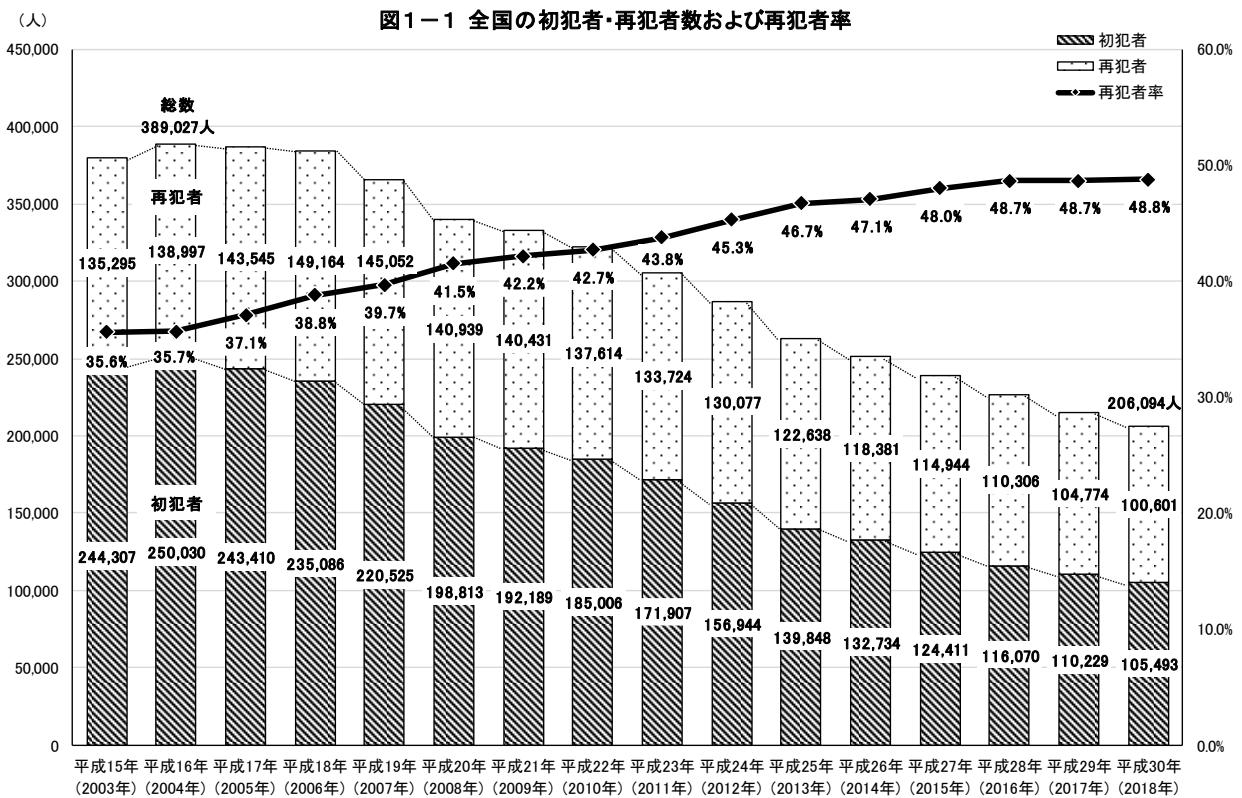
本計画の計画期間は、「第4次岡谷市地域福祉計画」とあわせ、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6か年とします。



1. 各種統計

(1) 再犯者率

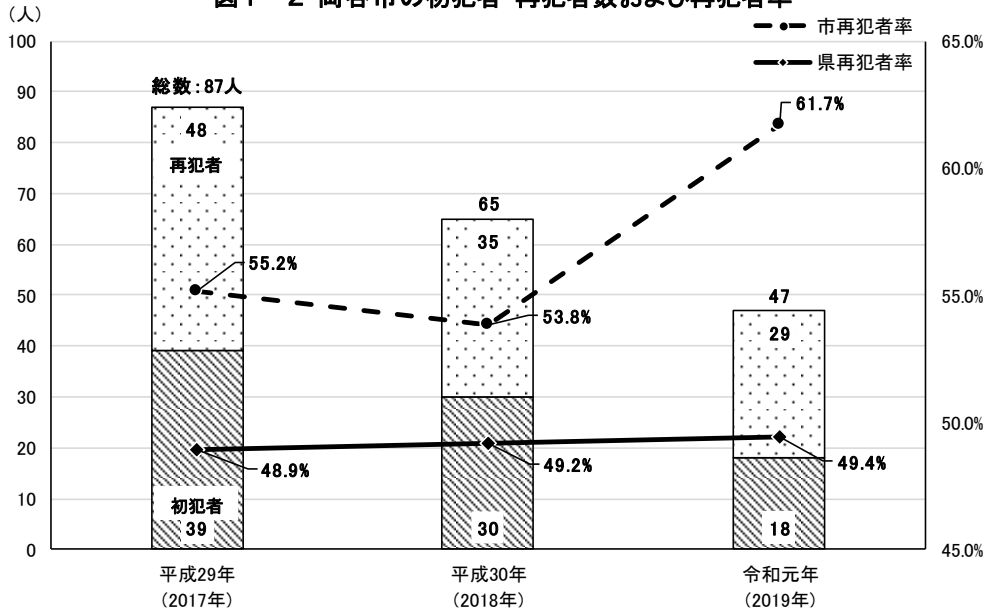
全国において、刑法犯として検挙された人員数（初犯者および再犯者数）は減少しており、そのうち再犯者数も減少しつつあるものの、全体に占める再犯者の割合は上昇し続け、平成30（2018）年には統計を始めて以降、最も高い48.8%となっています。



資料：法務省 令和元年版 再犯防止推進白書

また、本市における検挙人員数は、減少傾向にあります。再犯者率は、令和元（2019）年では前年より増加しており、平成29（2017）年からの3か年とも、全国や長野県の割合よりも高くなっています。

図1-2 岡谷市の初犯者・再犯者数および再犯者率

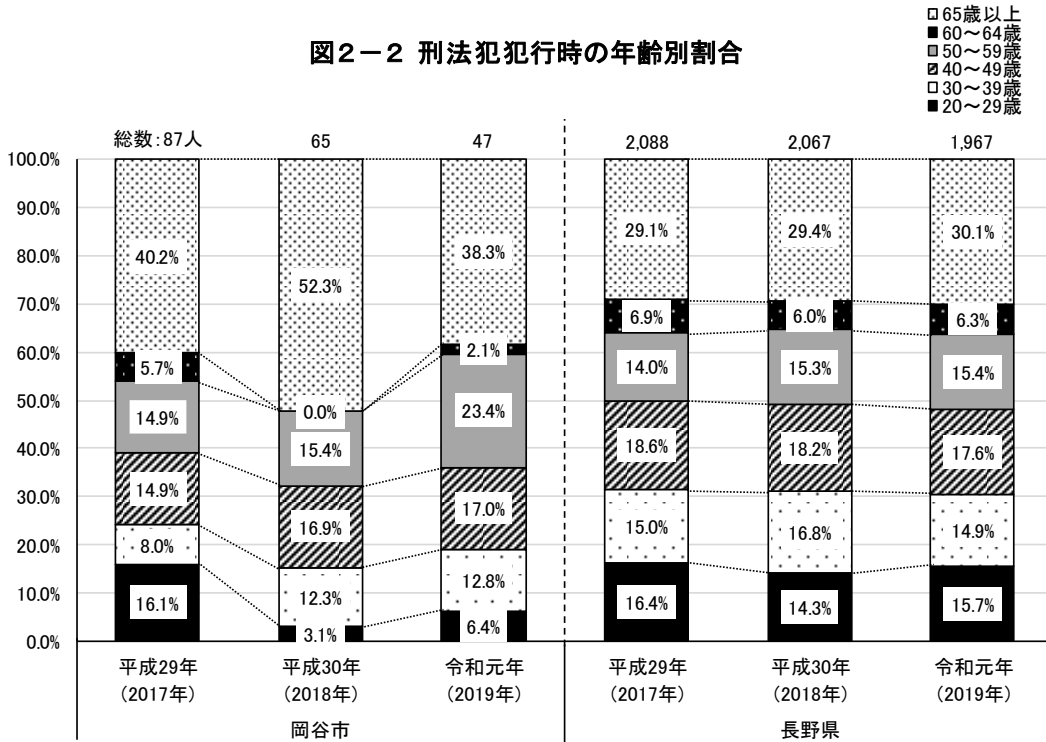


資料:法務省矯正局提供データを基に岡谷市作成

(2) 刑法犯の状況

本市における検挙人員数を刑法犯罪別の割合で見ると、窃盗犯が最も多く、次いで粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝など）、知能犯（詐欺など）の順となっています。なお、長野県においても同様の傾向がみられます。

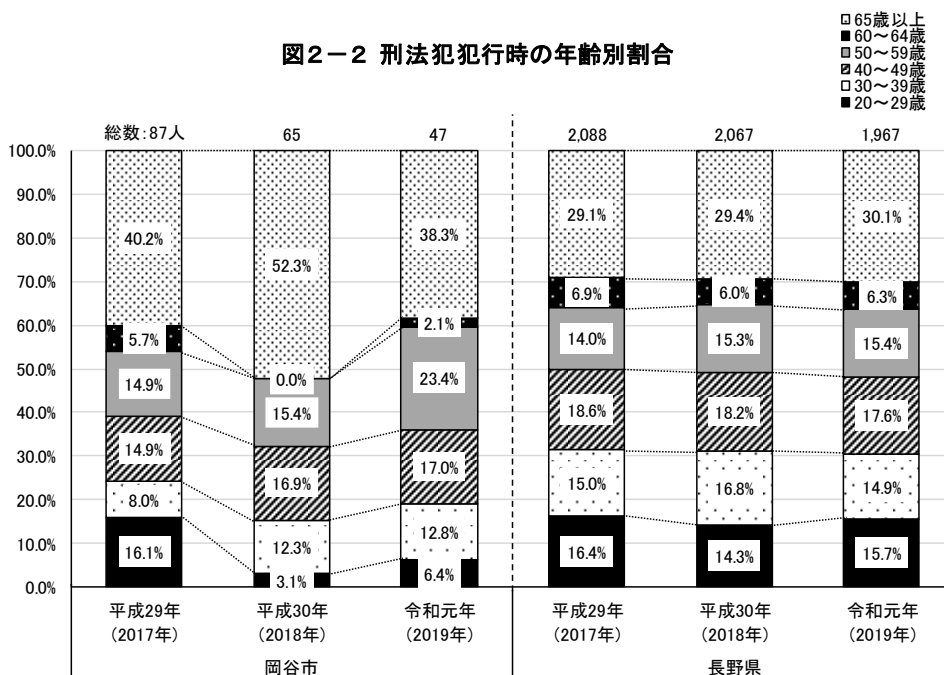
図2-2 刑法犯犯行時の年齢別割合



資料:法務省矯正局提供データを基に岡谷市作成

また、本市の検挙人員数のうち65歳以上の割合は、年ごとにばらつきはあるものの、3か年の平均で43.6%となっており、長野県の3か年平均の29.5%を上回り、高齢者の検挙人員の割合が多いことがうかがえます。

図2-2 刑法犯犯行時の年齢別割合

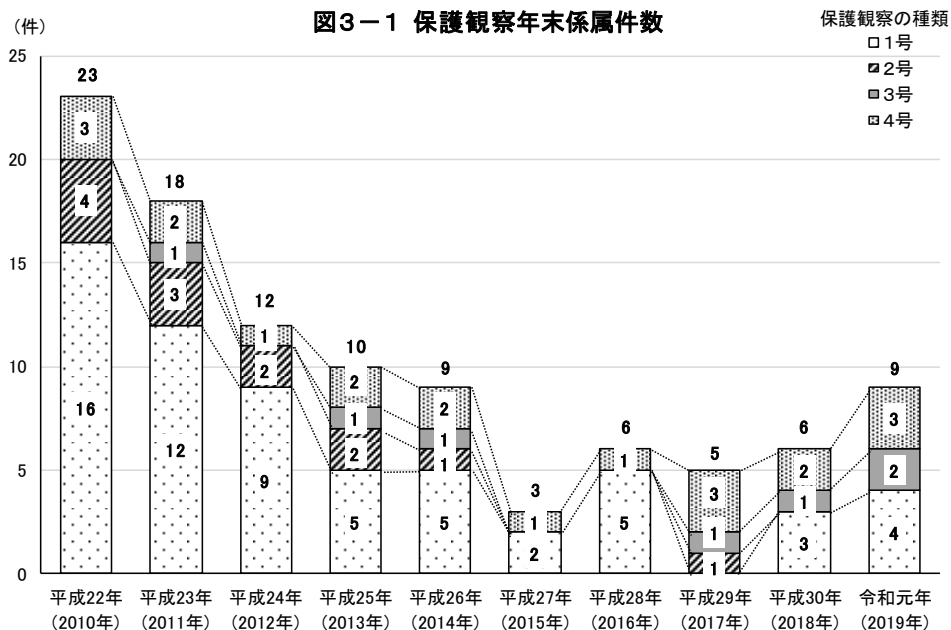


資料: 法務省矯正局提供データを基に岡谷市作成

(3) 保護観察・生活環境調整の状況

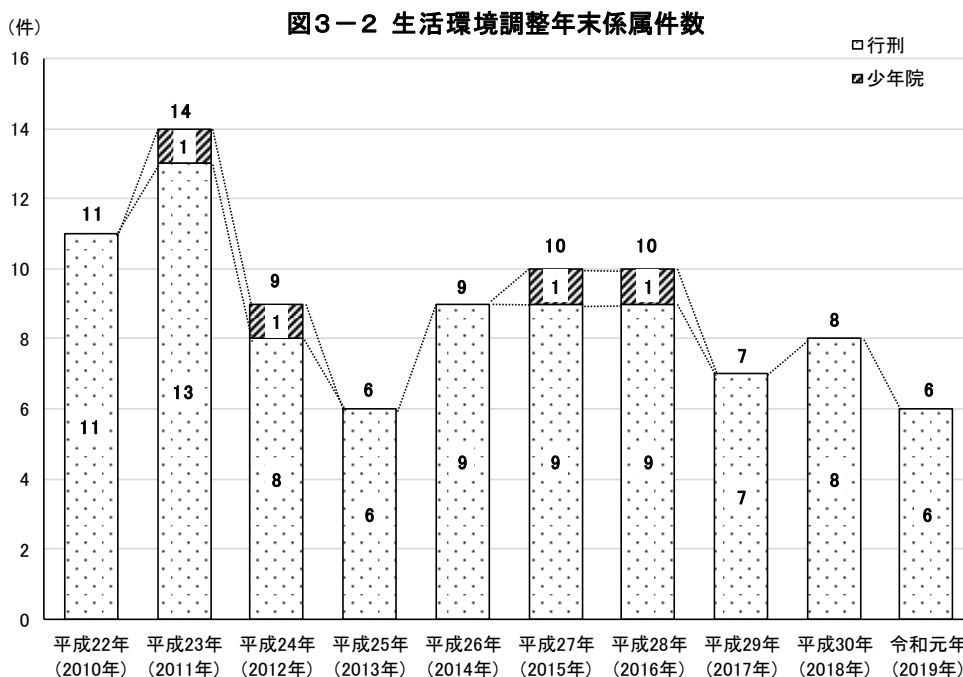
保護観察とは、法務大臣からの委嘱を受けて地域で活動する保護司が、犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や手助け等を行うものです。本市における保護観察の取扱い件数は、10年前と比較し減少していますが、保護観察対象者等の抱える問題が多様化しており、処遇の難しい事例がふえています。

図3-1 保護観察年末係属件数



資料: 長野県保護観察所提供データを基に岡谷市作成

また、生活環境調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰をめざすものです。本市における生活環境調整の取扱件数は、保護観察の取扱件数同様10年前と比較し、全体として減少傾向にあります。



資料:長野県保護観察所提供データを基に岡谷市作成

保護観察の種類

- 1号: 家庭裁判所において決定される、保護処分^{*}としての保護観察
(いわゆる1号観察、少年法第24条第1項)
- 2号: 少年院を仮退院した後、収容期間の満了日まで、または本退院までの期間受ける保護観察 (いわゆる2号観察、同法第42条)
- 3号: 刑務所などの刑事施設を仮釈放中に受ける保護観察
(いわゆる3号観察、同法第40条)
- 4号: 保護観察付きの刑執行猶予判決を受けた者が、執行猶予期間中に受ける保護観察
(いわゆる4号観察、刑法第25条の2第1項)

^{*}保護処分とは、家庭裁判所に送致された少年を更生させるために行われる少年法上の処分のこと。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致の3種類がある。

行刑

自由刑^{*}を執行する過程のことをいい、今日では、一般に矯正と呼ばれている。行刑は受刑者を改善し社会に復帰させることを目的としている。

^{*}自由刑とは、受刑者の自由を剥奪し、拘禁施設内に強制的に収容することを内容とする刑罰のこと。現行刑法上、懲役、禁錮、拘留の3種類がある。

2. 取り組み方針

国は再犯防止推進計画の中で、「犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者がめざすべき方向・視点を示すもの」として、基本方針を設定しています。また、同計画で整理した国としての重点課題を参考に、市町村における地方計画の策定にあたって盛り込むべき課題の具体例を示しています。

本市では、長野県が策定した「長野県再犯防止推進計画」を踏まえ、さらには「第4次岡谷市地域福祉計画」における基本理念である『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』を共通の指針とし、次のとおり重点的に実施する取り組みを定め、施策を推進します。

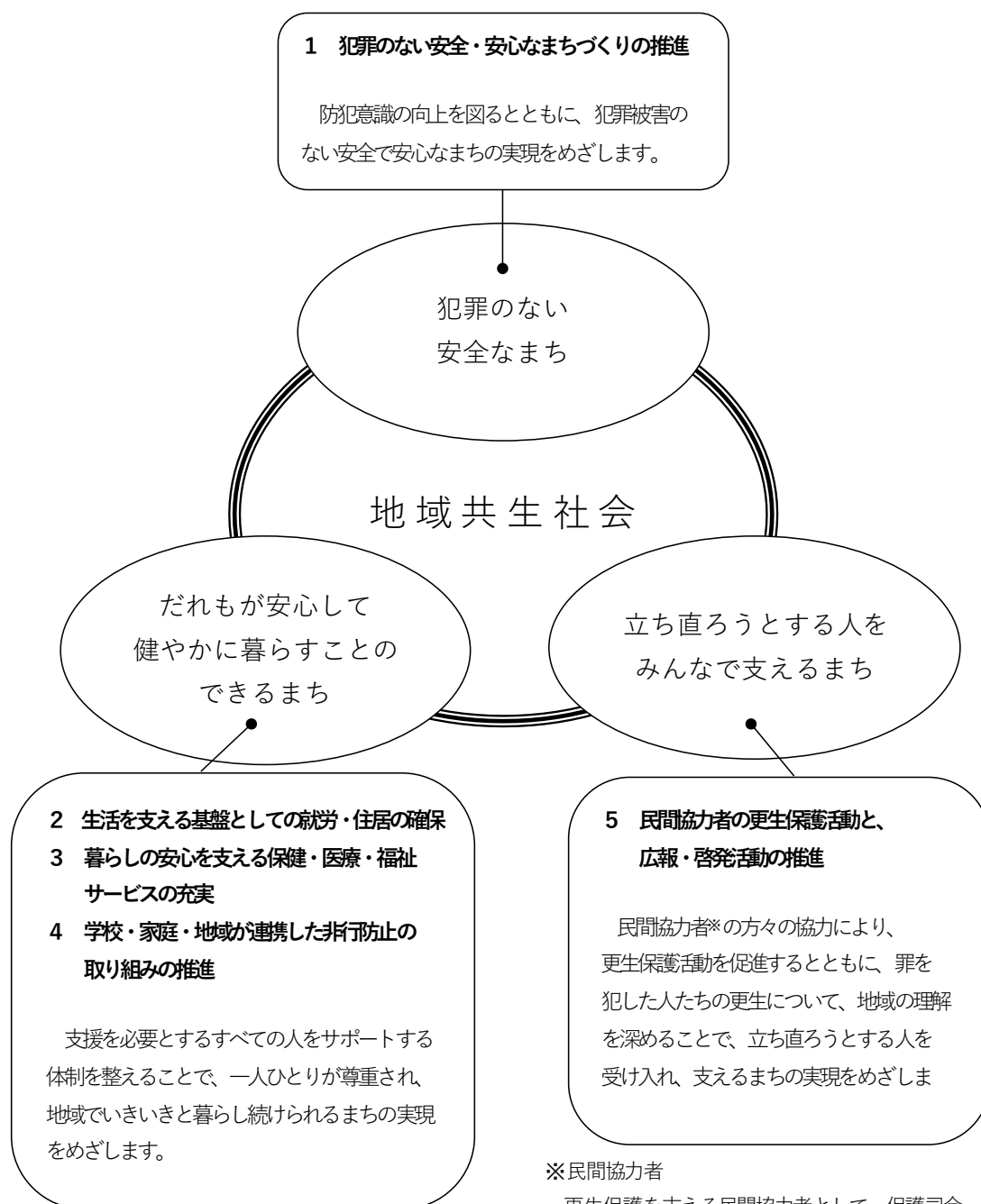
【 国の再犯防止推進計画における基本方針 】

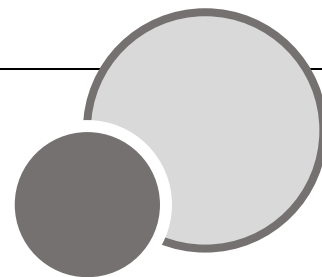
- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者ととともに歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証および調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものでないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

～ 岡谷市における重点的な取り組み ～

- 1 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進
- 2 生活を支える基盤としての就労・住居の確保
- 3 暮らしの安心を支える保健・医療・福祉サービスの充実
- 4 学校・家庭・地域が連携した非行防止の取り組みの推進
- 5 民間協力者の更生保護活動と、広報・啓発活動の推進

『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』





1. 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進

○現状と課題

再犯防止を推進するにあたっては、まず犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりが基本となります。昨今は、障がい者や高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法が、巧妙に手口を変えながら繰り返されています。

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、防犯に関する知識を身につけ、みずから防犯対策を実践するとともに、地域ぐるみでの取り組みを一層充実させる必要があります。

○施策の方向

(1) 安全・安心なまちづくりの実現に向けた取り組み

だれもが住み慣れた地域で、安全で安心な生活が送れるよう、地域ぐるみの見守り活動などによる防犯対策の推進を図るとともに、防犯灯の設置など防犯環境の整備に努めます。

消費者被害防止のため、国や県などの関係機関と連携を図りながら、本市の消費生活相談員による消費生活センターの相談体制の充実を図り、市民からの相談に対し、早期対応、早期解決に努めます。

(2) 防犯意識の向上

警察署や岡谷市防犯協会連合会、“社会を明るくする運動”岡谷市推進委員会などの関係機関等と連携を図り、市ホームページや広報おかや、メール配信@おかやなどの活用と街頭啓発などにより、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

2. 生活を支える基盤としての就労・住居の確保

○現状と課題

平成29（2017）年に刑務所へ再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であったことから、安定した就労に結びついていないことが再犯リスクを高めているとの分析があります。また、再犯に至った人の中には、出所後に親族のもとへ帰れない、適当な帰住先が確保できないといった例も少なくありません。

一人ひとりの状況に応じた就労支援や、安心できる居場所としての住環境の確保は、犯罪をした人の立ち直りを支える基盤であり、その整備が重要となります。特に新型コロナウイルス感染症により、市民生活や地域経済は極めて深刻な影響を受けていることから、より一層きめ細やかな支援が必要です。

○施策の方向

（1）就労に向けた相談・支援等の充実

生活や就労に関する困りごとに対し、生活就労支援センター「まいさぼ岡谷市」を主な窓口として、相談支援員や就労支援員が相談に応じ、県やハローワークなど関係機関等と連携を図りながら、相談者の状況に応じた包括的な支援を行います。

また、本市の更生保護活動に従事する保護司会や岡谷地区更生保護協力雇用主会、または保護観察官等の専門家と連携して就労支援に努め、自立の援助を図ります。

（2）地域で安心して暮らせる住居の確保

住まいの確保は、地域社会において安定した生活を送るための第一歩であり、再犯防止のうえでも重要な要素となります。適切な住居を得ることが困難な方について、住居に関する情報の収集や確保に向けた相談支援を行います。

また、必要に応じて、市が実施する生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金等や岡谷市社会福祉協議会による貸付制度を活用し、安定した住まいの確保により自立への取り組みを進めます。

3. 暮らしの安心を支える保健・医療・福祉サービスの充実

○現状と課題

『令和元年版 犯罪白書』によると、刑法犯検挙人員に占める65歳以上の高齢者の割合が年々上昇し、出所後2年以内に再入所する人の割合も、他の年齢層に比べて高いことが指摘されています。また、障がいや疾病があることやこれまでの生活環境、自身の特性などから、自立した生活を送ることが困難な場合も少なくありません。

それぞれの状況や特性に応じ、早期に必要な支援に結びつけることで、犯罪を未然に防ぎ、地域の中で安心して暮らせるよう各種サービスの充実と、適切な提供に努める必要があります。

○施策の方向

(1) 保健・医療・福祉サービスの提供による支援

更生し、地域で自立した生活を送ろうとする方のさまざまな課題に対応するため、早期から切れ目のない相談支援に努めます。

また、すべての市民が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況を踏まえた保健、医療、福祉等のサービスの提供につなげるとともに、各種サービスについてさらなる充実を図ります。

(2) 医療機関をはじめとする専門機関との連携強化

薬物依存や精神障がい、認知症などの例では、専門的な医療機関や保健所、地域のサービス事業所等との連携が不可欠となります。このため、これらの支援者が相互に緊密な協力のもと、一人ひとりに応じたチーム支援に取り組むよう努めます。

4. 学校・家庭・地域が連携した非行防止の取り組みの推進

○現状と課題

以前に比べ、児童生徒の非行は減少しているものの、インターネット環境やスマートフォンの普及により、大人の知らないところで子どもたちがネット上での誹謗・中傷に巻き込まれたり、大きな犯罪にかかわったりする危険性が高まっています。

こうした状況下にあつて、子どもたちの健全な成長を見守り、支えるために、学校、家庭、地域が連携し、取り組みを推進することが求められています。

○施策の方向

(1) 学校と連携した取り組みの推進

学校、地域、家庭が連携を図り、情報機器端末の適切な利用や情報モラルに関する学習会、また、薬物依存に関する教育などを実施し、子どもたちが危険な目に遭うことなく安全・安心に生活できるよう取り組みを進めます。

また、岡谷市教育委員会の協力を得ながら、“社会を明るくする運動”岡谷市推進委員会が実施する“社会を明るくする運動”作文コンテストや、人権擁護委員協議会岡谷地区が小中学生を対象に実施する「人権の花運動」、「人権作文コンテスト」などの取り組みを通じて、人権意識の醸成を図り、明るく健やかな情操をはぐくみます。

(2) 地域で支える健全育成の推進

未来を担う子どもや若者の健全な成長を地域ぐるみで支援するため、同じ思いを持つ親同士や地域のさまざまな人々が交流できる場の充実を図り、子育てを地域全体で支援する土壌づくりに努めます。

“社会を明るくする運動”岡谷市推進委員会が実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」や、「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」にあわせ、街頭啓発を行います。

また、岡谷市少年愛護協議会や岡谷市少年警察ボランティア協会などによる夜間等におけるパトロール活動を支援し、青少年の非行防止活動の充実を図ります。

そのほか、岡谷市青少年問題協議会により、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の実施について審議するほか、家庭や学校、地域の団体と連携し、青少年が自主的、主体的に地域活動に参加できるよう、多様な体験活動の機会を提供し、青少年の健全育成を推進します。

5. 民間協力者の更生保護活動と、広報・啓発活動の推進

○現状と課題

再犯防止の取り組みは、地域において犯罪をした人などの立ち直りを支える保護司、更生保護女性会のほか、多くの民間ボランティアの協力により成り立っています。

一方で、“社会を明るくする運動”を継続的に推進し、犯罪や非行、再犯の防止に取り組んでいますが、一般の市民にとっては身近な問題として関心を得にくいことが課題となっています。民間協力者による支援は重要ですが、刑期を終えて社会に復帰する際には保護観察処分とならない場合もあり、更生しようとする方などが孤立することなく社会を構成する一員として社会復帰するためには、本人の努力だけでなく、地域住民の理解や協力が必要です。

○施策の方向

(1) 民間協力者の更生保護活動に対する支援

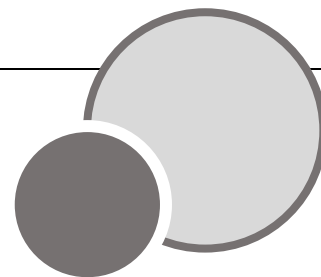
更生保護活動に従事する民間協力者は、それぞれが犯罪の予防と犯罪をした人の立ち直りを支える活動を活発に行うとともに、犯罪のない明るい地域社会づくりの観点から、青少年の非行防止や子育て支援などの役割も担っています。こうした協力者との連携を深め、さらなる活動の充実を図ります。

また、更生保護活動の一層の充実強化を図るため、地域における活動拠点である岡谷市更生保護サポートセンターの運営を支援します。

(2) 再犯防止や更生保護に関する普及啓発

“社会を明るくする運動”の活動を推進し、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことをめざします。

また、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、広報や啓発活動を積極的に実施し、再犯防止や更生保護に関し、地域住民の理解促進に努めます。



1. 庁内推進体制の整備

再犯防止に係る施策は、その人の生活を支えるため、就労や住居、保健、医療、福祉など多くの分野にわたっています。市民の抱える課題を総合的に捉え、適切に支援につなぐことができるよう、より一層、関係部課間の連絡調整や連携強化を図るとともに、庁内のさまざまな事業に再犯防止の視点を反映させながら、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、国や長野県の動向を注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2. 関係機関・団体等との協働による推進

保護観察所や矯正施設等などの刑事司法関係機関と連携を図りながら、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会など更生保護にかかわる団体の理解と協力を得て、再犯防止の取り組みを進めます。

また、社会福祉協議会をはじめ、保健、医療、福祉に関係するさまざまな主体との連携を強化し、協働のもとで犯罪や非行が繰り返されることを防ぎ、だれもが安全に安心して暮らせる地域共生のまちづくりをめざして、計画を推進します。

3. 計画の点検・評価

本計画に基づき、各種施策を計画的に推進するとともに、行政評価システムなどを活用し、施策ごとに計画の点検・評価を行います。

また、市民の代表や保健、福祉、医療などの関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、計画の進捗状況や事業成果などについて検証し、計画推進へ反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。

“社会を明るくする運動” 岡谷市推進委員会

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築いていこうとする全国的な運動です。

本市では昭和 52（1977）年に“社会を明るくする運動”岡谷市実行委員会が発足し、平成 6（1994）年からは、“社会を明るくする運動”岡谷市推進委員会に名称を変えて、現在まで活発に取り組みを実施しています。

《活動内容》

➤ 愛の募金運動

市内全世帯を対象に募金活動を行い、集めた募金は、岡谷市推進委員会の事業経費とするほか、各区や各種団体等に補助金を交付し活動支援を行うなど、犯罪や非行のない明るい社会づくりのために活用しています。

➤ 乳幼児子育て支援活動

親と子どもがともに健やかに成長するため、地域における「子育て土壌づくり」をめざして支援の取り組みを行っています。

➤ 「心配ごと相談所」の開設

家庭や仕事の心配ごとから裁判などに関する手続きなど、あらゆる心配ごとの相談に応じています。

➤ 愛のパトロール活動

各区や各種団体により、市民の安全・安心のため、市内のパトロールを行っています。

➤ 青少年健全育成活動

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「子ども・若者育成支援強調月間」にあわせ、街頭啓発を行うとともに、青少年健全育成に関する行事等に積極的に参加・協力を行っています。

➤ 矯正施設等の視察研修

矯正施設等を訪問し、更生保護等の見識を深め、自己研鑽に努めています。

➤ 公開ケース研究会

市内の各種団体に呼びかけ、地域や学校などにおける身近な問題や青少年の保護観察ケース等の事例を用いて、研究や討議を行っています。

➤ “社会を明るくする運動”作文コンテスト

岡谷市教育委員会の協力を得て、市内小中学生を対象に、家庭生活、学校生活の中で犯罪や非行などに関して、日ごろ考えていることや体験したことを題材とし、“社会を明るくする運動”に関連する内容をテーマに作文コンテストを開催し、犯罪のない明るい社会を築くための意識の高揚を図っています。

岡谷地区保護司会

岡谷地区保護司会は、更生保護関係団体と連携を密にし、犯罪や非行をした人が地域社会の中で立ち直りが可能となる社会をめざし活動を展開しています。

組織的な活動を強化し、年間を通じ保護司相互による処遇会議や情報交換を適切に重ね、保護観察対象者の抱える問題が複雑化・多様化している状態を認識するとともに、岡谷市更生保護サポートセンターの機能充実やセンターを活用した保護司活動の促進および基盤整備や社会を明るくする運動の関連事業への協力、薬物乱用防止の推進、各種研修の実施など、長野保護観察所をはじめ、市や関係機関とともに事業を推進しています。

岡谷市更生保護女性会

更生保護女性会は、女性の立場から、地域の犯罪や非行に陥った人たちの更生に協力し、犯罪や非行のない明るい地域社会を実現しようとする女性のボランティア団体です。

岡谷市更生保護女性会では、過ちに陥った人たちの立ち直り支援の心をもって、犯罪や非行防止のための啓発活動や社会を明るくする運動への参加と協力をするとともに、障がい者施設、更生保護施設、刑務所、少年院などを訪問し、物心両面の支援活動を行っています。また、犯罪防止を大きな目的として、市内全地区で開催されている子育て支援事業「乳幼児親子ふれあいの集い」に、それぞれの地域特性にあわせ運営や支援を行っています。保護司会、更生保護協力雇用主会、BBS会などと連携し、研鑽に努めています。

岡谷地区更生保護協力雇用主会

岡谷地区更生保護協力雇用主会は、バブル経済の崩壊により、平成10（1998）年前後の雇用困難な時代に、保護司会による雇用主会設立への機運が一気に高まったことから、県下に先駆けての更生保護協力雇用主会設立に向けての取り組みが具体化し、平成13（2001）年に発足しました。

岡谷市内に事業所を有する事業主等により組織され、更生保護事業の協力と更生保護の充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

主な事業としては、関係機関、団体と連携し犯罪予防活動に努めるとともに、保護観察対象者に職業を提供し、かつ保護観察官または保護司等と連携して対象者の更生に協力しています。

岡谷BBS会

岡谷BBS*会（*Big Brothers and Sisters Movementの略）は、昭和27（1952）年に発足し、会員相互の友情と信頼との強い結びつきにより、広く青少年の育成を図り、地域社会の健全化に努めることを目的として、岡谷地区保護司会やその他の関係機関等と協力して活動しています。

保護観察少年・少女に兄や姉のような立場で、よき相談相手として、彼らの成長や悩みの解消を手助けする「ともだち活動」や、青少年に非行を起こさせない社会環境づくりのため「非行防止活動」を行っています。

昨今の犯罪数の減少により、ともだち活動の対象者が減少傾向にあることから、社会貢献活動や児童養護施設等での子どもとの交流、更生保護団体との連携などに努めています。

岡谷市更生保護サポートセンター

岡谷市更生保護サポートセンターは、平成 20（2008）年度から法務省保護局の事業として全国に設置されはじめ、翌平成 21（2009）年度に長野保護観察所の推薦により、長野県で唯一「岡谷地区保護司会」が指定を受け、県下に先駆けて岡谷市更生保護サポートセンターが、おかや総合福祉センター「諏訪湖ハイツ」内に設置されました。

保護司をはじめとする更生保護関係団体と地域における関係機関および地域住民が連携を強め、更生保護活動の一層の充実強化を図るための活動拠点です。

保護司活動や保護司会運営の支援や関係機関、更生保護団体等との連絡、調整、犯罪や非行予防活動の推進、更生保護に関する情報の提供などの業務が行われています。

**第 4 次岡谷市地域福祉計画
岡谷市成年後見制度利用促進基本計画
岡谷市再犯防止推進計画**

■発行日／2 0 2 1 年 3 月

■発行／岡 谷 市

■編 集／岡谷市健康福祉部社会福祉課
